

京都市地球温暖化対策計画 <2021-2030>

(改定案)

京都市

2021(令和3)年3月策定
2026(令和8)年●月改定

計画改定の趣旨

1 計画改定の必要性

- (1) 気候変動による影響が一層顕在化・深刻化し、気候危機とも言える状況下において、行政はもとより、市民・事業者などあらゆる主体にとって、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。京都市の地球温暖化対策計画は、2030年度までを計画期間として2020年度に策定しましたが、策定から5年が経過し、その後の社会情勢の変化、最新の知見、技術開発などを踏まえて対策を進化させていくことが重要です。
- (2) 京都市は、京都議定書誕生の地として、全国で初となる地球温暖化対策に特化した条例を制定し、他の自治体にはない義務規定をはじめ、市民・事業者の皆様の御理解と御協力の下、様々な施策に取り組んできた結果、温室効果ガス排出量は、着実に減少してきています。しかしながら、近年、削減ペースが鈍化傾向にあり、2030年度まで残り5年程度となる中、目標の達成に向け、引き続き、一層の削減を図っていく必要があります。
- (3) 国においては、2025年2月に、新たな地球温暖化対策計画等を策定し、これまでの2030年度削減目標に加え、2050年カーボンニュートラルに向けた新たな中間目標として、2035年度及び2040年度の削減目標が設定されるとともに、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進する方向性が示されました。
- (4) この度、上記の状況を踏まえ、脱炭素社会の着実な実現に向け、計画を改定することとしました。

2 主な改定内容

(1) 削減目標について

2030年度目標について、1.5°C目標の達成に向けて、できるだけ早期の削減を図ることを目指し、「2030年度46%削減」から「2030年度46%以上削減」とし、46%削減を着実に達成し、さらに高みを目指していくこととします。

また、2030年度以降についても、2050年カーボンニュートラルに向け、弛まず削減を進めていくための直線的な経路として、「2035年度60%削減、2040年度73%削減」を新たに設定します。

(2) 取組の強化・拡充について

改定前計画策定時からの温室効果ガス排出量の削減状況を踏まえ、まずは、2030年度目標の達成に向け、引き続き、ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの4つの分野における幅広い取組を進め、特に、再エネ・自家消費※の拡大と徹底した省エネ対策の促進を図ります。あわせて、森林等の二酸化炭素の吸収源対策や、気候変動の影響を軽減するための適応策を進めます。

また、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、イノベーションやグリーン人材の育成など、現時点から検討し、取り組むべき施策を計画に掲げ、推進していきます。

※ 再エネ発電設備により発電した電気を自ら使用すること。

(3) その他

削減目標の見直しや最新の温室効果ガス排出実績を踏まえ、今後の温室効果ガス排出量の削減見込量等の数値を見直し・更新しました。

※ 改定前計画策定時の2030年度削減目標：40%以上削減（2013年度比）

目 次

1 章 地球温暖化を取り巻く状況	1
1 地球温暖化と気候危機	1
2 地球温暖化対策に関する国際的動向	3
3 地球温暖化対策に関する国内の動向	5
2 章 これまでの京都市の地球温暖化対策	8
1 京都市の地球温暖化対策の経緯	8
2 これまでの地球温暖化対策の進捗状況	10
3 章 計画の基本的事項	13
1 計画の位置付け	13
2 計画期間及び温室効果ガス排出量の削減目標等	14
4 章 計画の基本方針	16
1 2050 年の京都の姿 一目指す社会像	16
2 取組の基本的な考え方	18
3 各主体の役割	21
4 2030 年度の温室効果ガス削減見込量と削減方法	23
5 章 温室効果ガスの排出抑制・吸収源対策（緩和策）	28
1 緩和策の進め方	28
2 4 つの分野の転換と森林・農地等の吸収源対策	29
・ ライフスタイルの転換	29
・ ビジネスの転換	35
・ エネルギーの転換	40
・ モビリティの転換	45
・ 森林・農地等の吸収源対策	49
6 章 気候変動の影響への対策（適応策）	53
1 適応策の進め方	53
2 分野別の対策	57
・ 自然災害	57
・ 健康・都市生活	58
・ 水環境・水資源	59
・ 農業・林業	60
・ 自然生態系	61
・ 文化・観光・地場産業	62
7 章 計画の進行管理	63
1 推進体制	63
2 計画の進行管理	64
3 年次報告書の作成・公表	64
卷末資料	65

1章 地球温暖化を取り巻く状況

1 地球温暖化と気候危機

(1) 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、二酸化炭素（CO₂）などの熱を吸収する性質を持つ「温室効果ガス」が、人間の活動に伴って排出され、大気中の濃度が高まり、地球の気温が上昇する現象のことです。

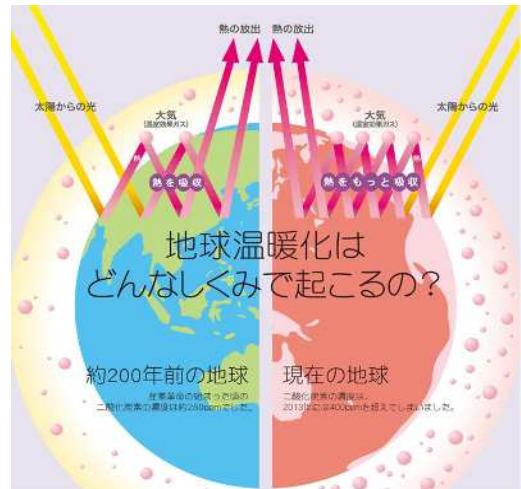
私たちは、産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料を消費してきました。それに伴って温室効果ガスが排出され、地球温暖化が進行しています。

IPCC¹が2023年3月に公表した「第6次評価報告書統合報告書」では、2011～2020年の世界全体の平均気温は1850年～1900年に比べて、1.1°C上昇したとされています。

地球温暖化のしくみ

CO₂やメタン、代替フロン類などの「温室効果ガス」は、「地球の服」の役割を果たし、太陽から届いたエネルギーで暖められた地表から宇宙に出ていく熱の一部を吸収し、地表付近を暖める働きをしています。このガスのおかげで、地球の平均気温は14°C前後に保たれてきました。温室効果ガスがなければ、地球の平均気温は-19°Cになってしまいます。

大気中に温室効果ガスが増えていくと、宇宙に出ていくときの熱の吸収量が増え、地表付近が暖まりすぎてしまい、地球が温暖化します。このように、地球の気候は微妙なバランスの上に成り立っています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 地球温暖化の影響と将来予測

近年、世界各地で地球温暖化が原因と考えられる豪雨や熱波、干ばつ等の影響が一層顕在化・深刻化しています。

世界の平均気温についても、世界気象機関（WMO）によると、2015～2024年の10年間は記録上最も暖かく、また、単年ではありますが、2024年は工業化前レベル（1850年～1900年世界平均気温）と比べて1.55°C上昇し、初めて1.5°Cを超えたとされました。

また、日本でも近年、線状降水帯²を伴う豪雨や記録的な猛暑など、地球温暖化が

¹ Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行い、報告書を作成することを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織

² 次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし、組織化した積乱雲群が、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域

原因とされる気象現象が頻発しています。

IPCC の予測によると、このままでは世界全体の平均気温は、工業化前レベルと比べて、今世紀末までに約 4°C 上昇し、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼす恐れがあるとされています。

＜日本における影響の予測＞

気候への影響項目	地球温暖化対策を強化し、脱炭素社会を実現した場合	地球温暖化対策を実施しなかった場合
平均気温	約 1.4°C 上昇	約 4.5°C 上昇
海面水温	約 1.13°C 上昇	約 3.45°C 上昇
激しい雨の頻度	約 1.8 倍	約 3.0 倍
沿岸の海面水位	約 40cm 上昇	約 68cm 上昇

※ 日本の気候変動 2025(文部科学省・気象庁)に基づき作成

(3) 京都における地球温暖化の影響

京都では、都市化による影響も加わり、100 年で気温が約 2°C 上昇しており、猛暑日や熱帯夜の増加、冬日の減少などの影響が生じています。特に猛暑日については、年間日数が、2023 年～2025 年と 3 年連続で最多記録を更新し、2025 年は 61 日となりました。

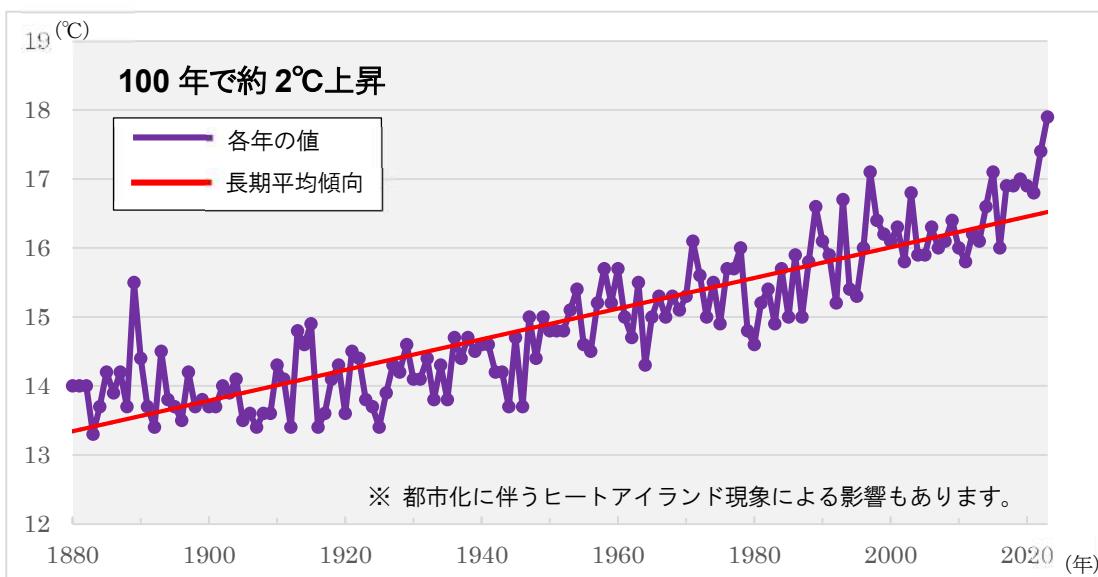


図 1. 京都の平均気温の推移

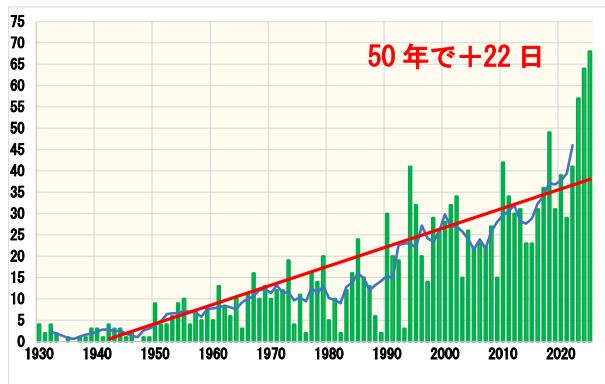


図2. 京都の年間熱帯夜数の推移
(夜間最低気温 25°C以上日の数)

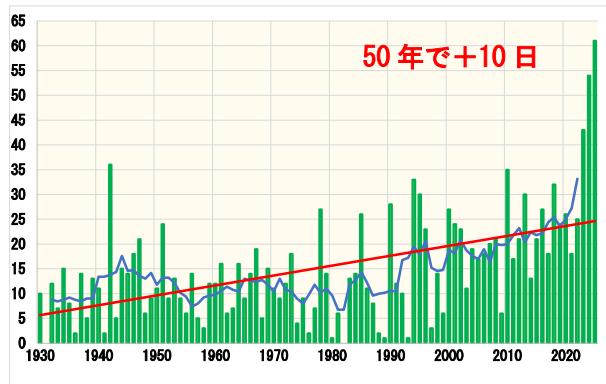


図3. 京都の年間猛暑日数の推移
(日最高気温 35°C以上の日数)

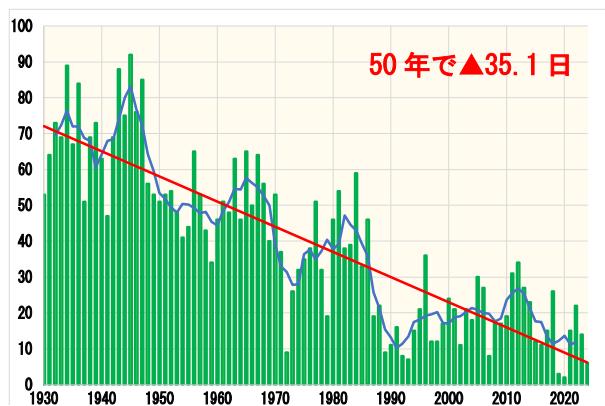


図4. 京都の年間冬日数の推移
(日最低気温 0°C未満日の数)

※ 図2~4中 棒グラフ：各年の値、折れ線：5年移動平均、直線：長期変化傾向

2

地球温暖化対策に関する国際的動向

1997年に本市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された「京都議定書」を機に、世界の地球温暖化対策は大きな一歩を踏み出しました。

現在、2015年に採択された「パリ協定」や2018年に公表されたIPCC「 1.5°C 特別報告書」等を踏まえ、国による差異はあるものの、世界各国で脱炭素化に向けた取組が進められています。

【主な動向】

年	会議・合意等
1972年	○国際連合人間環境会議(ストックホルム会議) 国際連合の場において、初めて環境問題が議論。以降、地球温暖化を中心とする環境問題を分析する枠組みが整備。
1988年	○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の設立
1992年	○気候変動枠組条約の採択
1997年	○京都議定書の採択(COP3) ※2005年発効
2010年	○カンクン合意の採択(COP16) 「世界全体の気温上昇を産業革命前に比べて 2°C 未満に抑えるためには、途上国にも削減目標を求める」等の合意が採択
2015年	○パリ協定の採択(COP21) ※2016年発効

年	会議・合意等
2018 年	○IPCC1.5°C特別報告書の公表
2019 年	○IPCC 京都ガイドラインの採択 京都市において IPCC の総会が開催され、パリ協定の実施(2020 年からスタート)に不可欠な各国の温室効果ガス排出量の算定方法を示したガイドラインが採択
2023 年	○IPCC 第6次評価報告書統合報告書の公表

京都議定書

人類史上初となる地球温暖化対策に関する国際的な約束事。

1997 年 12 月に COP3 において採択、2005 年 2 月 16 日に発効。

先進国の温室効果ガス排出量の削減について、2008～2012 年の 5 カ年における数値目標（日本：1990 年比▲6%、EU 加盟国全体：同年比▲8%など）を定めたもの。

パリ協定

2015 年 12 月に COP21 において、京都議定書の約束期間以降の 2020 年からの新たな地球温暖化対策の世界的枠組みとして採択。翌 2016 年 11 月に発効。

対象がこれまでの先進国から、気候変動枠組条約に加盟する 197 の国・地域に拡大。温室効果ガスを削減し、石炭や石油などの化石燃料に依存しない社会を目指す大きな転換点となった。

主要排出国を含む全ての締約国が気候変動に対する世界全体での対応に向けた「国が決定する貢献（NDC）」を 5 年ごとに提出・更新することが定められた。

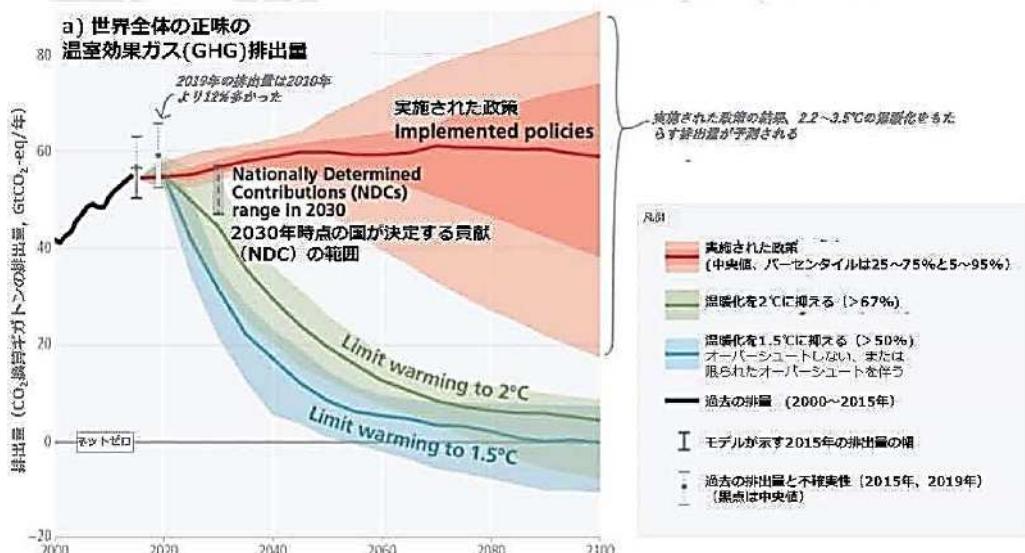
<IPCC1.5°C特別報告書>

2018 年 10 月公表。気温上昇を 2°C ではなく 1.5°C に抑えることで明らかに地球温暖化による影響を軽減でき、1.5°C 以下に抑えるためには 2050 年頃までに二酸化炭素排出量をほぼ「正味(実質)ゼロ」にする必要があることが示されました。

<IPCC 第6次評価報告書統合報告書>

2023 年 3 月公表。人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないこと、オーバーシュート※しない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を 1.5°C (>50%) に抑える全てのモデル化された世界全体の経路や、温暖化を 1.5°C 又は 2°C に抑えるために、この 10 年の間に全ての部門において急速かつ大幅な温室効果ガスの排出削減が必要であることが示されました。

※ 所与の温暖化の水準を超えること



＜温室効果ガス排出量実質ゼロとは＞

- 化石燃料（石油や天然ガス、ガソリン等）の燃焼など、人為的な活動により大気中に排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの量と、森林吸収等により除去される量との差引きでゼロになる状態のことです。
- 実質ゼロに向けては、徹底した省エネの推進と、化石燃料主体のエネルギーを再生可能エネルギーに転換すること等で、温室効果ガス排出量を大幅に削減し、どうしても残る排出量については森林吸収等により除去することによって達成していくことが必要です。

3 地球温暖化対策に関する国内の動向

（1）緩和策（温室効果ガス排出抑制・吸収源対策）に係る動向

我が国は、京都議定書の採択を受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定するなど、取組を推進してきました。

近年では、2019年5月の本市による2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの表明を皮切りに、国の積極的な働きかけにより、2050年実質ゼロを目指す動きは全国に広がっています。

国においても、2020年10月に、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」ことを表明し、現在、地球温暖化対策計画により、「2030年度の温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）、さらに50%の高みに向か挑戦する」「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減する」という目標を掲げ、地球温暖化対策に取り組んでいます。

【主な動向】

年	法・計画策定等
1998年	○「地球温暖化対策推進大綱」の策定 京都議定書の採択を受け、2000年以降、温室効果ガス排出量を1990年比で安定化させること等を目標として、緊急に推進すべき地球温暖化対策を定めた。
	○地球温暖化対策の推進に関する法律の制定 地方公共団体、事業者、国民の果たすべき責務を明確化するとともに、国、地方公共団体に対し、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画策定を義務化
2005年	○京都議定書目標達成計画の策定 温対法に基づき、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき温室効果ガス排出抑制措置等の基本的事項を策定するとともに、計画の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策等を策定
2009年	○2020年目標の発表（COP15） 【削減目標】2020年度に25%削減（1990年度比）
2013年	○カンケン合意履行のための削減目標を発表 【削減目標】2020年度に3.8%削減（2005年度比）
2015年	○2030年削減目標の公表 【削減目標】2030年度までに2013年度比26%削減
2016年	○地球温暖化対策計画の策定 【削減目標】2020年度までに3.8%以上削減（2005年度比）、2030年度までに26%削減（2013年度比）、2050年までに80%削減

年	法・計画策定等
2019 年	○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定 ※今世紀後半のできるだけ早期の脱炭素社会の実現を目指す
2020 年	○2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明
2021 年	○地域脱炭素ロードマップの策定
2025 年	○地球温暖化対策計画の策定 【削減目標】2030 年度 46% 削減(2013 年度比)(さらに、50% の高みに向け挑戦)、 2035 年度 60% 削減(同年度比)、2040 年度 73% 削減(同年度比)、 2050 年実質ゼロ

＜地域脱炭素ロードマップ＞

2021 年 6 月に、国において、2050 年カーボンニュートラルに向け、特に 2030 年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すものとして取りまとめられました。

そのうち、「脱炭素先行地域」については、2030 年度までに少なくとも 100 か所を創出することとされ、本市においては、2022 年に脱炭素先行地域に選定されました。(詳細は 9 ページを参照)

また、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入などの重点対策の実施を複数年度にわたり支援する「重点対策加速化事業」についても、市域における民間建築物への太陽光発電設備等の設置や、中小事業者の高効率機器導入の支援など、本市が実施を提案した事業が 2022 年に国に採択されました。

(2) 適応策に係る動向

国全体として整合のとれた適応策を総合的かつ計画的に推進するため、2015 年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。

また、2018 年 6 月には「気候変動適応法」が制定され、適応策についても着実に推進することが明確に位置付けられました。2018 年 11 月には、法に基づき、一層強力に適応策を推進するために「気候変動適応計画」が策定されました。

さらに、2023 年には、気候変動適応法が改正され、熱中症警戒情報や熱中症特別警戒情報の法定化や、熱中症特別警戒情報発表時のクーリングシェルターの開放など、熱中症予防を強化するための仕組みが創設されました。

なお、気候変動適応法では、適応策の推進において地方自治体の果たす役割が重要であるとして、「地域気候変動適応計画」の策定と気候変動の影響及び適応に関する情報の収集や整理、分析等を行う「地域気候変動適応センター」の体制整備が努力義務として規定されています。

＜気候変動による影響評価＞

国において、国内における気候変動が我が国の自然や人間社会に与える影響を、分野ごとに、科学的知見に基づき評価を行い、気候変動影響評価報告書として取りまとめられています（2020年12月発行）。

同報告書では、国内の平均気温の上昇や、大雨の発生頻度の増加等の長期的变化が観測されていることを受け、それらによる多様な影響が報告されています。また、今後も、気候変動の進行に伴い、大雨や極端な高温によるリスクが高まることが予測されています。

影響評価は、「影響の重大性」、「対策の緊急性」、「評価の確信度」の3つの観点から評価しており、以下に3つの観点がいずれも「高い」とされた分野のうち、自然的・経済的・社会的状況等を考慮して、本市にも関連するものを示します。

関連する分野	主な影響例
自然災害	大雨や台風の増加による水害の増加、土砂災害の増加等
健康・都市生活	熱中症増加、都市インフラ・ライフライン（水道・交通等の寸断等）への影響等
水環境・水資源	水温・水質の変化、無降水日数の増加等
農業・林業	水稻の高温による一等米比率の低下、りんご等の着色不良、病害虫・雑草の増加、農業用水の不足等
自然生態系	森林構成種の変化、生物多様性（在来種の分布等）の変化
文化・観光・地場産業	季節性を有する製品の売上げの変化、森林を活用した企業の生産活動への影響等

＜地球温暖化対策－緩和策と適応策－＞

IPCCによると、温室効果ガス排出量を減らすために最大限取り組んだとしても、温暖化の影響は避けられないと予測されています。

世界の平均気温は既に1.1℃上昇し、様々な影響が顕在化しているため、温室効果ガス排出量を抑制する「緩和策」と並行し、気候変動の影響に対応する「適応策」を車の両輪として進める必要があります。



2章 これまでの京都市の地球温暖化対策

1 京都市の地球温暖化対策の経緯

本市における地球温暖化対策は、「京都議定書」が採択された1997年のCOP3の開催をきっかけとして大きく動き始めました。

2004年には、地球温暖化対策に特化した全国初となる条例「京都市地球温暖化対策条例（愛称：2050京からCO₂ゼロ条例）」（以下「条例」という。）を制定し、市民・事業者をはじめオール京都で地球温暖化対策を推進してきました。

2019年には、全国に先駆けて2050年二酸化炭素排出量正味ゼロを表明し、2020年には、条例を大幅に改正し、建築物に関する新たな義務規定を追加する等、対策を一層強化しました。

また、2022年には、国から脱炭素先行地域に選定されるなど、この間、継続して、全国のモデルとなる取組を進めています。

（主な経緯）

年	条例制定、計画策定等
1997年	○京都市地球温暖化対策地域推進計画の策定
2004年	○京都市地球温暖化対策条例の制定 【削減目標】2010年度10%削減(1990年度比)
2006年	○京都市地球温暖化対策計画の策定
2009年	○環境モデル都市として国から選定
2010年	○京都市地球温暖化対策条例の改正 【削減目標】2020年度25%削減(1990年度比)、2030年度40%削減(1990年度比)、長期的には80%以上削減(1990年度比)
2011年	○京都市地球温暖化対策計画(2011-2020)の策定
2012年	○市会決議(原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議)
2013年	○京都市エネルギー政策推進のための戦略の策定 ※2021年策定の京都市地球温暖化対策計画に統合
2014年	○京都市地球温暖化対策計画(2011-2020)の改定
2017年	○地球温暖化対策計画(2011-2020)の改定 ○持続可能な都市文明の構築に向けた京都宣言を発表
2019年	○2050年CO ₂ 排出量正味ゼロを表明 ○1.5°Cを目指す京都アピールを発表
2020年	○京都市地球温暖化対策条例の改正 【削減目標】2030年度40%以上削減(2013年度比)、2050年CO ₂ 排出量正味ゼロ
2021年	○地球温暖化対策計画(2021-2030)の策定 ○削減目標について、国の新たな目標を踏まえ、2030年度46%削減(2013年度比)とすることを表明
2022年	○脱炭素先行地域に選定

持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言

- 2017年12月、京都議定書誕生20周年を記念し開催した「地球環境京都会議2017（KYOTO+20）」で、「2050年の世界の都市のあるべき姿」等を盛り込んだ「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を発表

<2050年の世界のあるべき姿>

- ・自然との共生が実現している。
- ・市民の価値観やライフスタイルの転換が進んでいる。
- ・持続可能社会を構築する担い手が育成されている。
- ・技術革新と同時に、気候変動による影響への適応が進んでいる。
- ・循環型社会が構築されている。
- ・都市によるエネルギー自治が実現している。
- ・環境負荷の低減と利便性の向上が両立している。
- ・社会問題の平和的解決に貢献している。

2050年CO₂排出量正味ゼロ表明

1.5°Cを目指す京都アピール

- 2019年5月、IPCC第49回総会の本市での開催を記念したシンポジウムにおいて、京都市長が「2050年までの二酸化炭素排出量正味ゼロを目指す覚悟」を全国の自治体の長として初めて表明するとともに、環境大臣をはじめとする関係者と「1.5°Cを目指す京都アピール」を発表

<1.5°Cを目指す京都アピール>

脱炭素化のために、

- ・「1.5°C特別報告書」を踏まえた取組を推進していくこと
- ・「京都宣言」の都市のあるべき姿を実現していくこと
- ・気候変動対策が困難であるとしても、市民、事業者、地域、大学、研究機関、NPO、行政等が力を合わせることにより持続可能な未来を実現できることの認識を共有し、2050年頃までに二酸化炭素排出量の「正味ゼロ」に向けて、あらゆる方策を追求し具体的な行動を進めていくことを、世界に向けて発信。

<脱炭素先行地域>

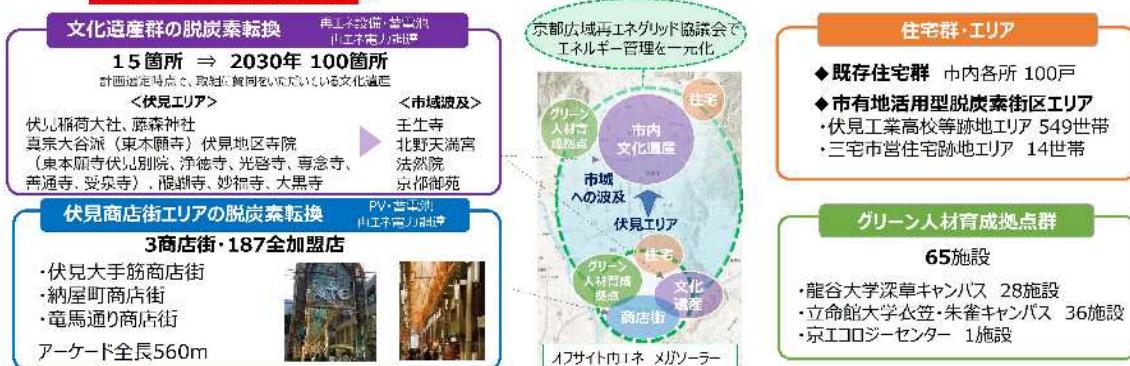
2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務部門）の電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを実現する地域を創出するもので、本市においては、2022年11月に国から選定されました。

「京都の文化・暮らしの脱炭素化で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル」をテーマとして、幅広い分野から40を超える事業者が参画する推進体制の下、文化遺産、商店街、住まい等の脱炭素転換を推進するために、様々な取組を進めています。また、これらの取組を通じて、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、京都ならではの脱炭素転換モデルを構築していきます。

京都市脱炭素先行地域

京都の文化・暮らしの脱炭素化で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル

伏見エリアを中心とした全市を視野に入れた
文化遺産群・商店街エリア等



歴史の古い文化遺産や商店街等を脱炭素転換することを通じて、訪れてよし、商ってよし、住んでよしのサステナブルな賑わいを創出
地域コミュニティ拠点

これまでの地球温暖化対策の進捗状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

東日本大震災以降、火力発電への依存度が上がり、電気の二酸化炭素排出係数³が悪化したことにより、特に電気の使用量が多い家庭部門及び業務部門の排出量が増加しましたが、本市域における温室効果ガス排出量は、2012年度をピークに着実に削減が進み、最新実績となる2023年度の排出量は、基準年度である2013年度に比べ、27.6%減少しています。

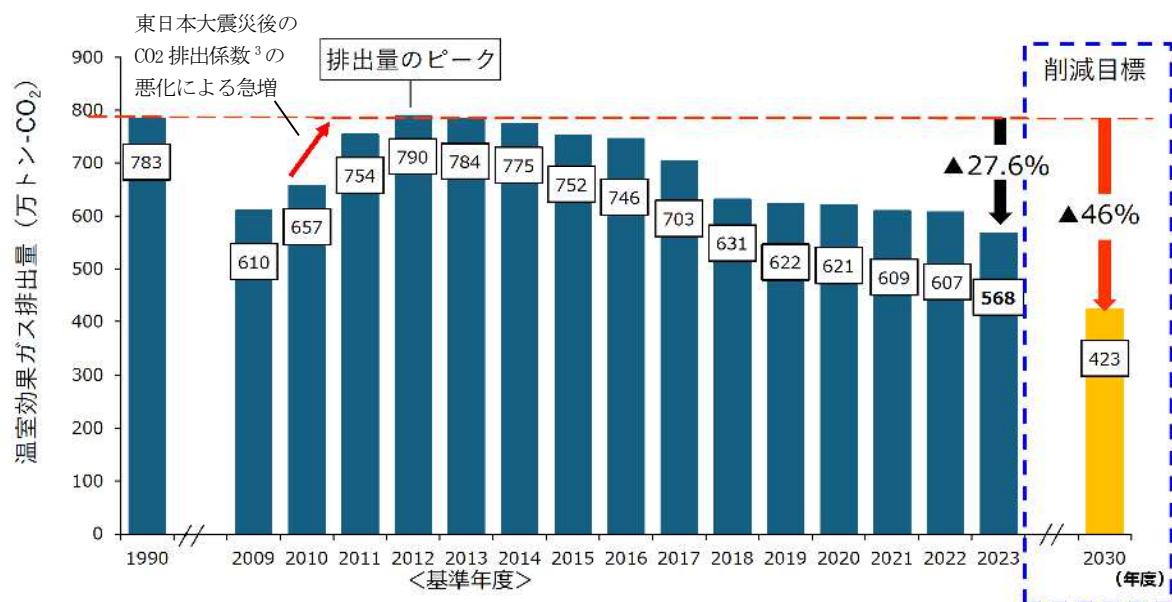


図5. 温室効果ガス排出量の推移

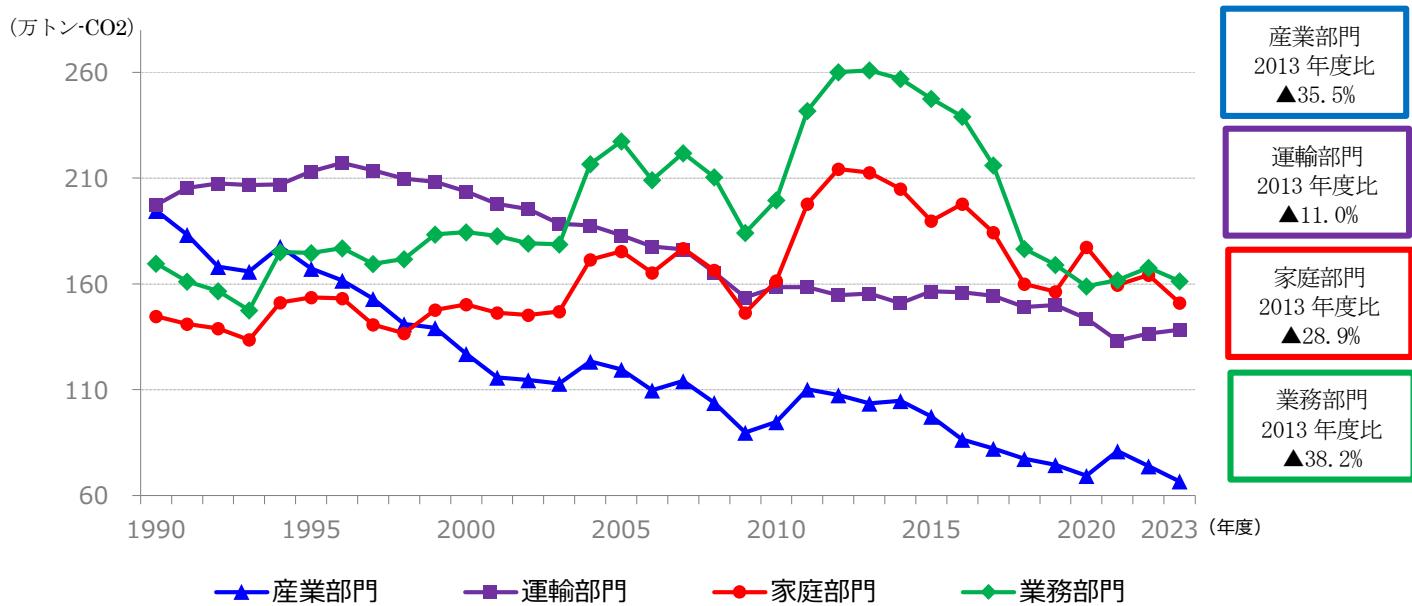


図6. 部門別の温室効果ガス排出量の推移

³ 電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを表す指標。「実二酸化炭素排出量÷販売電力量」で算出され、「kg-CO₂/kWh」という単位で表す

(2) エネルギー消費量の推移

実際に排出された温室効果ガスのうち、8割以上が、「電気」、「ガス」、「燃料油等」のエネルギーの使用によるものです。そのため、温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギー消費量を減らす必要があります。

2023年度の市域のエネルギー消費量は71,748TJ⁴であり、2013年度と比べると9.3%の減となっています。また、ピーク時の1997年度に比べると31.1%の減と大幅な削減を達成しており、市民・事業者の皆様の省エネの努力をはじめとした地球温暖化対策は着実に成果を挙げています。

なお、部門別のエネルギー消費量を見ると、中長期的に、産業部門、業務部門及び運輸部門は減少傾向ですが、家庭部門は横ばいとなっています。

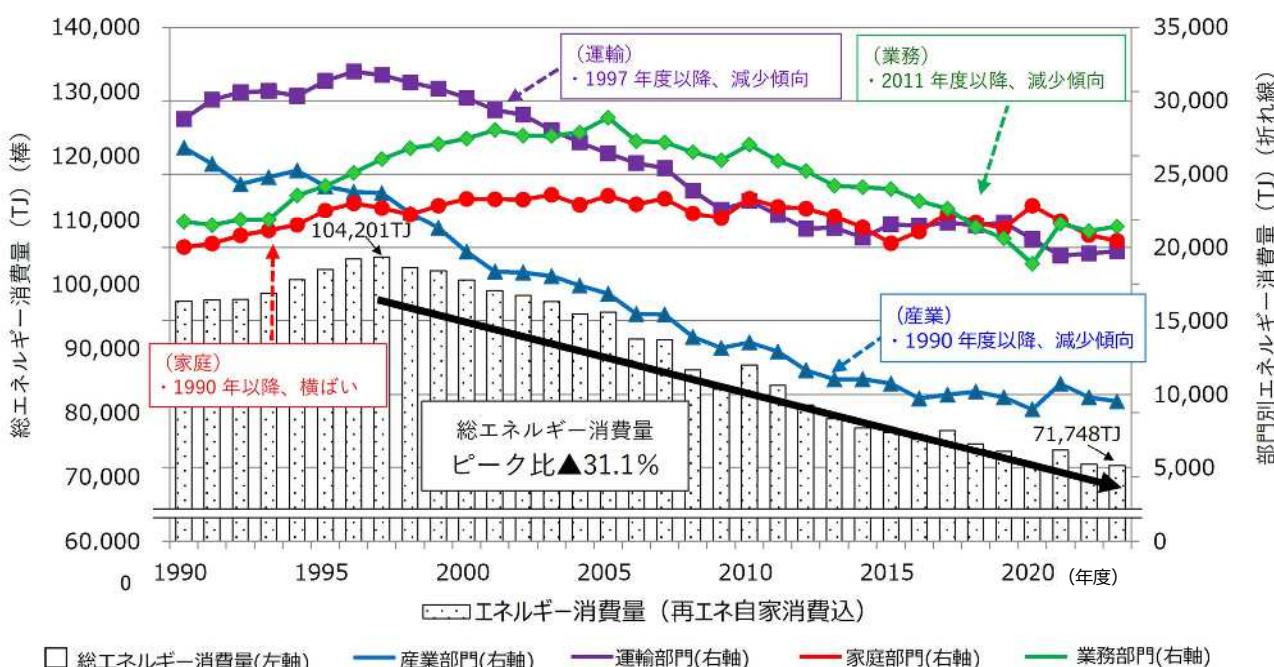


図7. エネルギー消費量の推移

⁴ 「J（ジュール）」は、エネルギーを表す単位で、「TJ（テラジュール）」の「テラ」は10の12乗（1兆）

(3) 改定前計画に掲げる取組の進捗状況とその成果

改定前計画に掲げられた 159 の具体的取組を進めるとともに、計画策定以後のプラスアクション（追加対策）として、脱炭素先行地域創出事業や重点対策加速化事業などにも新たに取り組んでいます。

一方、温室効果ガス排出量については、改定前計画を策定した際の最新年度である 2018 年度から直近の 2023 年度までにおいて、一定削減は進んでいるものの、エネルギー消費量の削減や再生可能エネルギーの拡大、電気の排出係数の低下が想定どおりに進んでおらず、従前と比べ、削減ペースが緩やかになっています。

改定前計画における「削減取組の目安」等に係る主な実績・進捗は次のとおりです。

ア エネルギー消費量の削減

目安：2030 年度▲18%以上（2018 年度比）

実績：2018 年度 75,202TJ ⇒ 2023 年度 71,748TJ（▲4.6%）

イ 消費電力に占める再生可能エネルギー比率の引上げ

目安：2030 年度 35%以上

実績：2018 年度約 15% ⇒ 2023 年度 26.9%

ウ 再生可能エネルギーの市域内での導入拡大

目安：2030 年度 250MW

実績：2018 年度 136MW ⇒ 2023 年度 158MW ※FIT 認定情報から

＜条例で規定された制度の強化・拡充について＞

- 本市では、京都市地球温暖化対策条例を制定し、事業活動の省エネ化や建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進のための義務制度を設けています。
- 令和2年12月の条例改正等により、以下のとおり制度を強化・拡充し、前計画の取組開始以降に順次運用し、省エネ化、再生可能エネルギーの普及等を一層進めています。

① 特定事業者※の取組強化（第5計画期間（令和5～7年度）から）

- ・ 目標削減率の引上げ（業務 3% → 6%、産業 2% → 4%、運輸 1% → 2%）
- ・ 新車購入時のエコカー導入について、導入割合を引上げ（導入台数の2分の1以上→3分の2以上）
※ 次のいずれかに該当する事業者
 - ・ エネルギー使用量が原油換算で 1,500 キロリットル以上
 - ・ トラック 100 台以上、バス 100 台以上、タクシー 150 台、鉄道車両 150 両以上のいずれかを保有
 - ・ エネルギー利用以外の温室効果ガス排出量が 3,000 トン以上

② 準特定事業者※に対する制度の新設（令和4年4月施行）

- ・ エネルギー消費量や地球温暖化対策の取組状況等を報告
※ 一定規模以上（事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以上。ただし、特定事業者を除く）の床面積の建築物を所有又は使用している事業者

③ 建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進

- ・ 特定建築物※への導入義務量を引上げ（3万MJ→6万MJ～45万MJ）（R4年4月施行）
※ 延べ床面積 2,000 m²以上の建築物の新築・増築
- ・ 準特定建築物※を導入義務の対象に追加（導入義務量：3万MJ）（R4年4月施行）
※ 延べ床面積 300 m²以上 2,000 m²未満の建築物の新築・増築
- ・ 建築士に対する、建築主への再生可能エネルギー設備に関する説明義務を新設（R3年4月施行）

④ 地域産木材の利用拡大（令和3年4月施行）

- ・ 特定建築物における利用可能範囲を拡大（建築物内→敷地内）

3章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」です。

また、京都基本構想に基づく分野別計画及び京都市環境基本計画の個別計画であるとともに、条例第10条に規定する「地球温暖化対策計画」として策定します。

(2) 他の計画との関係

全ての政策は脱炭素を基本に推進していくことが必要であり、また、脱炭素が自然環境保全はもとより、生活の質の向上や持続的な経済発展に資するよう、幅広い観点を踏まえ推進することが重要であるため、生物多様性の保全や循環型社会の構築をはじめとする環境保全分野に加え、まちづくり、産業、健康福祉などあらゆる分野の関連計画と連携して取組を推進します。

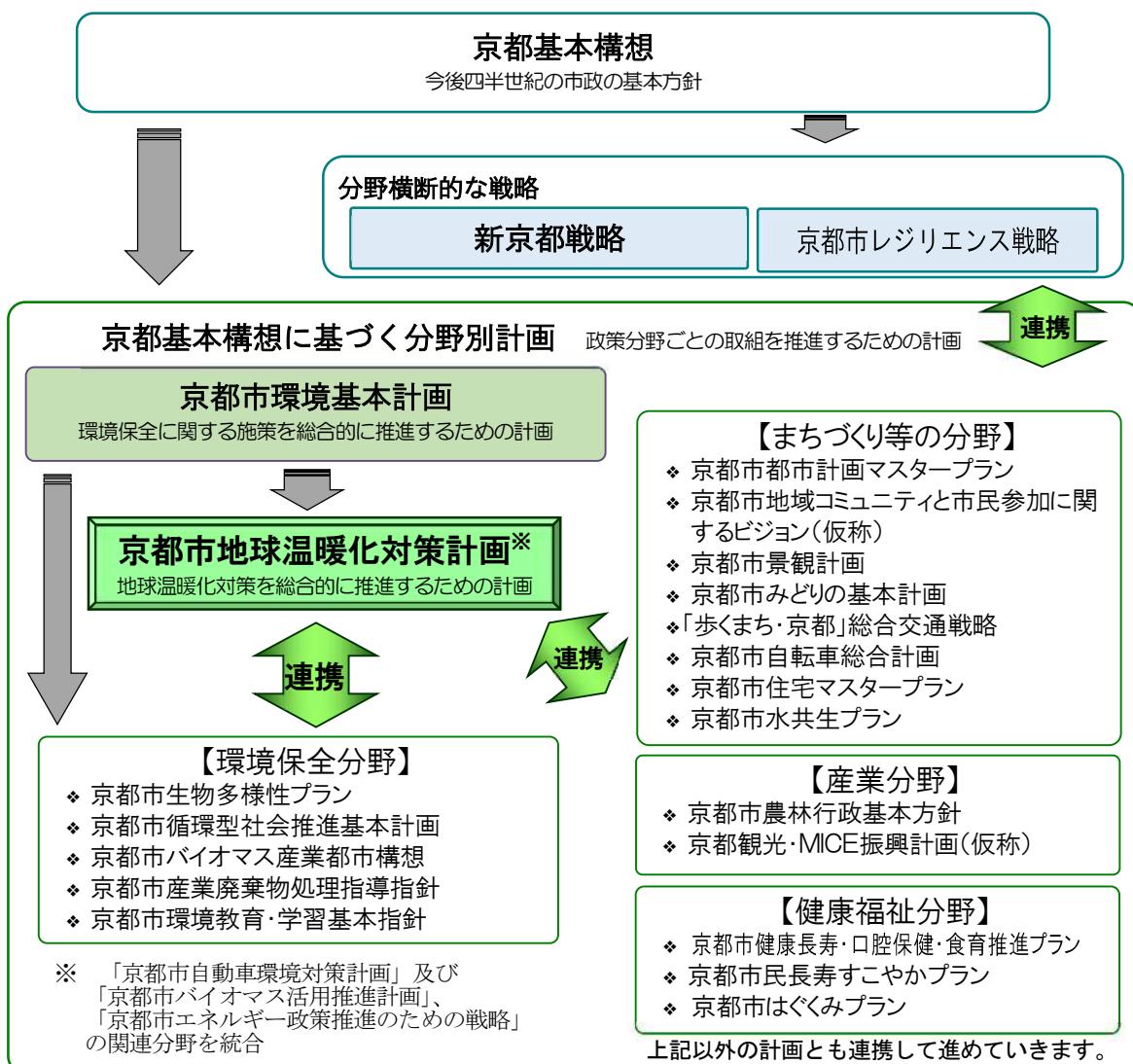
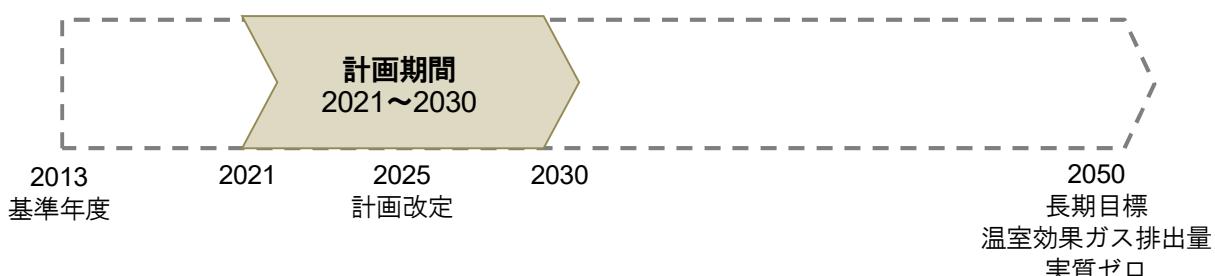


図8. 関連計画との関係

(1) 計画期間

2021 年度から 2030 年度までの 10 年間

2030 年度の削減目標達成に向けた具体的な取組を中心に記載するとともに、
2050 年実質ゼロの実現に向けて中長期的に検討すべき施策を記載します。



(2) 削減の対象となる温室効果ガス

計画において削減の対象とする温室効果ガスは、下表の 7 種類のガスを対象とします。なお、温室効果ガス排出量は、これらのガスの排出量を各々算定し、温室効果を二酸化炭素相当に換算（地球温暖化係数⁵を乗じる）したうえで算出します。

表 1. 温室効果ガスの主な排出源と地球温暖化係数など

温室効果ガスの種類	主な排出源	地球温暖化係数	市域における排出量及び構成比(2023 年度) (万トン-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	家庭や事務所での化石燃料由来の電気・ガス・灯油などの消費、自動車でのガソリン・軽油の消費など	1	543.2 (91.7%)
メタン (CH ₄)	稲作、有機物の発酵、下水処理など	28	2.8 (0.5%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水汚泥の燃焼、下水処理など	256	7.0 (1.2%)
代替 フロ ン等	ハイドロフルオロカーボン (HFCs) パーフルオロカーボン (PFCs) 六フッ化硫黄 (SF ₆) 三フッ化窒素 (NF ₃)	業務用エアコン・冷蔵庫からの漏出など 半導体製造プロセスなど 電気絶縁体など 半導体製造プロセスなど	4~12,400 6,630~11,100 23,500 16,100
			39.3 (6.6%)

(3) 温室効果ガス排出量の削減目標

2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロからのバックキャストの考え方立つとともに、1.5°C 目標の達成に向けて、できるだけ早期の削減を図ることを目指し、市域からの温室効果ガス排出量の 2030 年度の削減目標を「2013 年度比 46% 以上削減」（46% 削減を着実に達成し、さらに高みを目指していく。）とします。

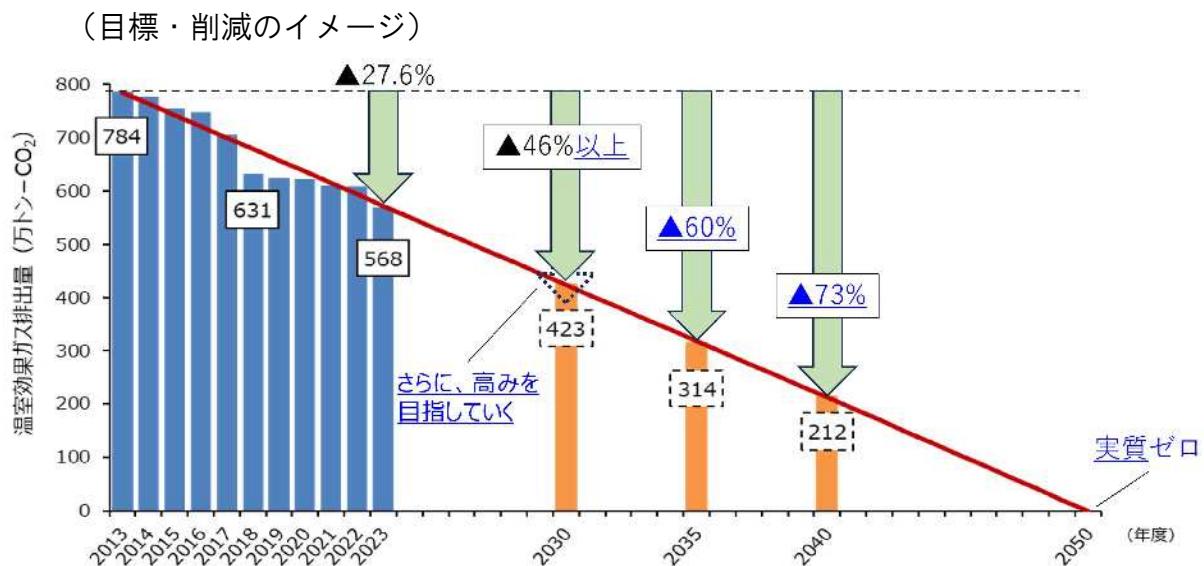
また、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、弛まず削減を進めていくための直線的な経路として、2035 年度の削減目標を「2013 年度比 60% 削減」、2040 年度の削減目標を「2013 年度比 73% 削減」とします。

⁵ 二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどの程度温暖化する能力があるかを表した数値

＜中長期的な削減目標＞

市域からの温室効果ガス排出量を

2030 年度 2013 年度比 46%以上削減
 2035 年度 2013 年度比 60%削減
 2040 年度 2013 年度比 73%削減
 2050 年 実質ゼロ



コラム バックキャスティングの考え方

バックキャスティングとは、目指す将来を設定し、そこを起点に目標の達成に向けて、やるべきことを検討する考え方です。過去の実績や、現状からできそうなことを積み上げて考えること=フォアキャスティングの対義語として使われます。

脱炭素社会の実現のような長期的な目標や、現在の延長線上にはない将来を実現するために使われる思考法です。

バックキャスティング
目標から逆算して、やるべきことを考える

目指す
将来

実現でき
そうな
将来

フォアキャスティング
実績や現状から、できそうなことを考える

現状

4章 計画の基本方針

「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」は、これまでの取組の延長だけでは届かない高い目標です。目標達成に向けては、市民、事業者などあらゆる主体が、危機感や目指す姿を共有し、それぞれの役割に応じて、自主的、積極的に取組を進めていくことが必要です。

取組を進めるに当たり、2050 年に実現を目指す姿や今後の地球温暖化対策の推進に必要となる取組の考え方などの基本的な方針を定めます。

1

2050 年の京都の姿 ー目指す社会像ー

脱炭素社会の実現には、産業革命以降、社会経済の成長を支えてきた、化石資源・エネルギーへの依存から脱却し、京都が培ってきた、悠久の自然と共生する文化、しまつの心に象徴されるものを大切にする伝統、常に外からの刺激を受容し、咀嚼する先駆や進取の気風を礎に、持続可能なエネルギーや資源の利用を前提とした温室効果ガスを排出しない生活、社会・経済活動へ転換していくことが重要です。

このことから、**2050 年の京都が目指す社会像を「悠久の自然との共生の中で育んできた生活様式・文化様式や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が、生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている『将来の世代が夢を描ける豊かな京都』**とします。

また、持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言で掲げた 2050 年の世界の都市のあるべき姿及び「京都市地球温暖化対策計画<2011-2020>」に掲げた 2030 年度の 6 つの社会像も踏まえ、**2050 年の「暮らしの姿」「仕事の姿」「まちの姿」**を提示します。

記載している 3 つの姿の内容は、今後も、様々な主体と議論を行い、ブラッシュアップさせていくとともに、その内容をしっかりと共有することで、あらゆる主体による自主的・積極的な取組を促進し、今後必要となる対策の進化へつなげます。

2050年の京都が目指す社会像

悠久の自然との共生の中で育んできた生活様式・文化様式や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が、生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている
「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」

＜暮らしの姿＞

住まい 使用量以上のエネルギーを生み出す環境性能の高い住宅での快適で健康な暮らしを標準化

消費行動 自然への畏敬と感謝の念を抱き、地球環境、社会などに配慮したスタイルが定着。食材などは近郊の資源を活用するとともに、京の食文化をはじめ四季折々の自然との一体性を感じられる生活が定着

つながり 地域をはじめ多様なコミュニティのつながりの中で、融通、地産地消などのエネルギーや資源の有効利用が普及

＜仕事の姿＞

オフィス 環境性能が高く、健康・快適で、エネルギーを自給自足するオフィスやビルが標準化

ビジネススタイル “大量生産・消費”的ビジネスモデルから脱却し、サーキュラーエコノミーといった持続可能な資源・エネルギー利用を前提としたものへ移行

働き方 仕事環境のデジタル化や通勤やオフィスの概念の変化等を通じて、時間や場所にとらわれない働き方が定着

イノベーション 大学や企業など、先駆や進取の気性のもと、京都の“知恵”をいかした新たなイノベーションやビジネスが創出され、世界の脱炭素化にも貢献

＜まちの姿＞

エネルギー 再生可能エネルギーの余剰電力の地域・コミュニティ単位での活用システムや近隣自治体との連携、ペロブスカイト太陽電池や、合成メタンといった水素等の脱炭素技術の実装等により、再生可能エネルギーをはじめとする脱炭素なエネルギーの供給が様々な形で行われ、使用するエネルギーは 100%脱炭素化。災害時のエネルギー供給も確保され、都市のレジリエンスが向上

移動 自動運転や AI 等の新技術を活用した高度な交通システムの構築などにより、移動がより効率的で快適になり、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組が進展し、「出かけたくなる」魅力と活力あふれるまちが実現

森林 木材生産のほか、自然との関わりを改めて体感・体得し、豊かな感性を育む環境学習やレクリエーションの場などとして積極的に活用され、二酸化炭素吸收、生物多様性保全、治水など、森林の多面的機能を十分に發揮

農地 地産地消の推進や環境に配慮した農業への支援などを通じて、豊かな恵みを生み出す農地が適切に維持・管理され、二酸化炭素吸收、生物多様性保全等に貢献

土地利用 建築物の構造の工夫、街路樹や緑地の適切な配置等により、暑熱や豪雨等の影響軽減にも資する、しなやかで、安心・安全、快適なまちづくりが浸透

取組の基本的な考え方

脱炭素社会を目指す地球温暖化対策は、以下の基本的な考え方と実現に向けた進め方に基づき、取り組みます。

(1) 地球温暖化対策の基本的な考え方

① オール京都で取り組む

未来を担う若者世代を含め市民、地域、事業者、観光旅行者などあらゆる主体と、危機感と目指す脱炭素社会像を共有することで気運を醸成し、全ての人が自主的・積極的に行動することを促すとともに、大学や地域活動団体・環境保全活動団体、京都府等とも連携しオール京都で取組を推進していきます。

② 地球温暖化対策を通じて豊かな京都を実現する

社会・経済的な課題との同時解決を図るなど、ウェルビーイングの向上、京都の将来を豊かにする地球温暖化対策を展開します。

③ 対策を進化させる

最新の知見を収集し、新たな技術や制度の導入により温室効果ガスを出さないことが標準となる仕組みづくりを進めるなど、対策を常に進化させていきます。

④ 日本全体・世界との連携を強化する

京都議定書、IPCC 京都ガイドライン誕生の地として、京都が脱炭素化をリードするべく、制度の転換や先進取組の全国展開等に向け、国や他自治体への働きかけ、連携を強化するとともに、国際的な発信・共有を推進します。

(2) 実現に向けた進め方

脱炭素社会の実現に向けては、次の 6 つの視点も踏まえつつ、省エネの加速と再生可能エネルギー利用の飛躍的な拡大を図るとともに、「実質ゼロ」の達成に不可欠である森林等の二酸化炭素の吸収源対策についても、しっかりと取組を進めます。

また、こうした緩和策に加え、気候変動の影響を軽減するための適応策を、車の両輪として進めます。

① 市民生活（ライフスタイル）や事業活動（ビジネス）、そしてこれらの基盤となるエネルギー、モビリティの 4 つの分野の転換を図る施策の展開

排出量の更なる大幅な削減に向けては、社会・経済活動を温室効果ガスを排出しないものへと転換していく必要があります。ライフスタイル・ビジネス・エネルギー・モビリティの 4 つの分野の転換を図る施策を展開します。

② 行動につながる情報の発信・共有

市民や事業者の行動を環境に配慮したものへと転換していくため、環境負荷や取組効果の見える化など、ICT も活用し、日常生活や事業活動の中で容易に情報に触れていただけるよう、効果的な情報発信・共有を図ります。

③ イノベーション・GX⁶の促進、人材の育成

2030 年度の削減目標の着実な達成に向けたあらゆる可能性を追求するとともに、2050 年を見据え、中長期的な視点に立ち、産学公連携によるイノベーションの促進やGX人材の育成、新たな仕組みづくり等を推進します。

また、金融機関とも連携し、サプライチェーン全体を含めた企業における脱炭素経営・GX投資等の後押しを図ります。

④ SDGs の達成を目指すとともに、レジリエンス強化の考え方立った取組の推進

SDGs の 17 の各ゴールの達成に貢献する取組を推進します。

また、適応策の推進に当たっては、ただ気候変動の影響に対処するだけでなく、都市のレジリエンスを高めるという視点に立ち取組を推進します。

⑤ 脱炭素先行地域の取組の波及

本市の脱炭素先行地域創出事業で先進的に取組を進める中で得られた知見やノウハウをいかし、本市施策をより効果的に推進します。

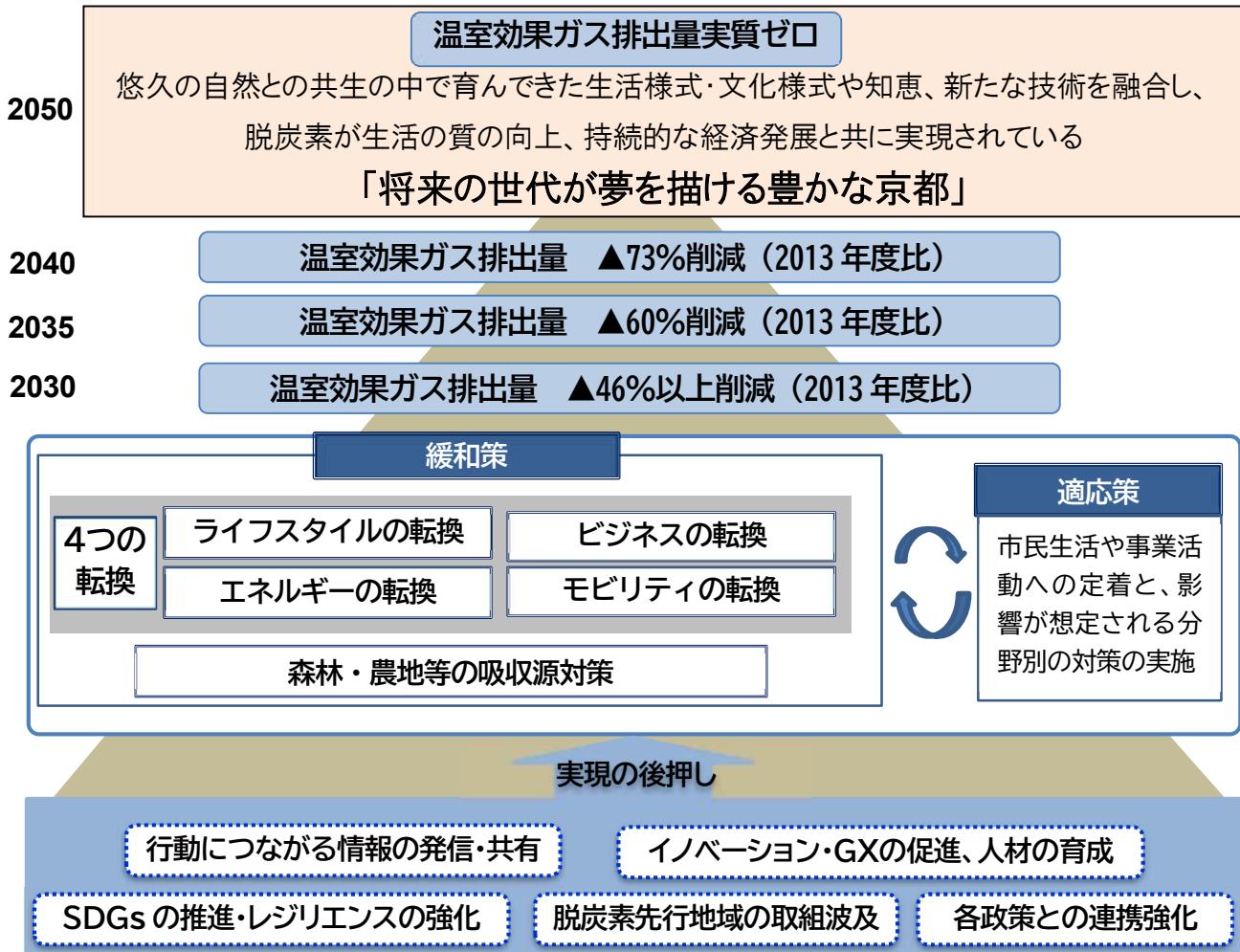
また、全国の他の脱炭素先行地域で実施されている様々な取組も参考に、より高い効果が期待できる取組の創出を図るとともに、市民や事業者、他都市等に取組を発信し、市内外の脱炭素の取組を促進します。

⑥ 脱炭素・生物多様性保全・資源循環の一体的推進、他分野の政策との連携強化

脱炭素化、生物多様性の保全、資源の循環利用は、それぞれが影響し合っているため、全体としてより効果的な環境保全対策となるよう、トレードオフ解消はもとより、互いに相乗効果を生み出す連携の視点を重視し、取組を推進します。さらに、健康増進やまちの活性化などの様々な相乗効果が期待できる他分野の政策との連携も強化します。

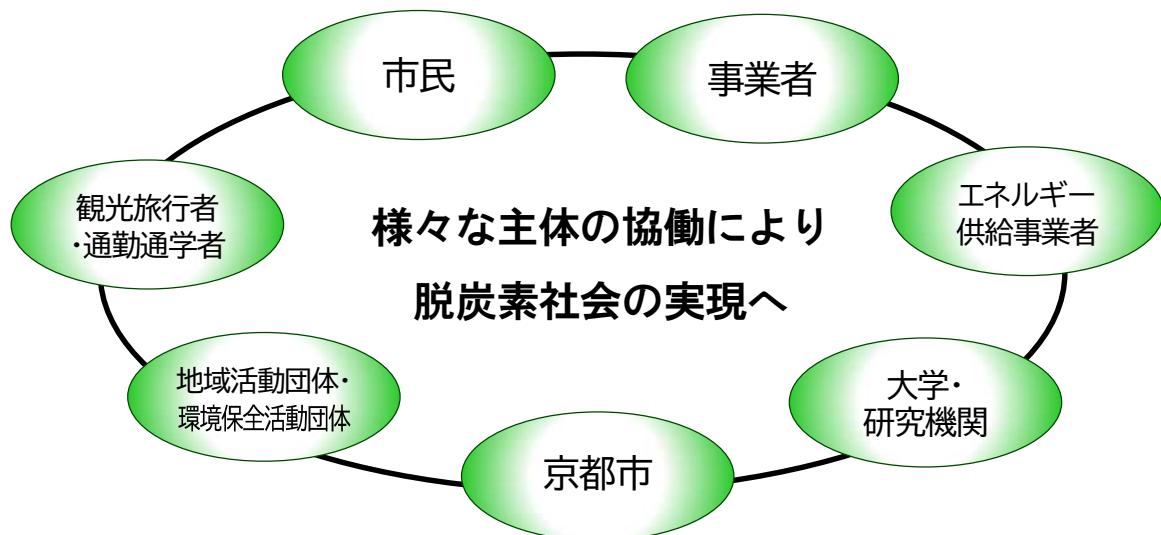
⁶ グリーン・トランسفォーメーションの略。産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること

<進め方の全体像>



各主体の役割

脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、本市など様々な主体は、自主的、積極的に取り組むことを通じて、地球温暖化対策の推進に必要な役割に応じ、協働してオール京都で具体的な取組を進めます。



(1) 市民

市民は、地球温暖化問題について理解を深め、省エネの徹底やごみの更なる減量をはじめ、省エネ性能の高い機器や住宅、再生可能エネルギー由来の電気、環境や社会に配慮した製品の選択など、日常生活をより一層地球環境に配慮したものに変えることで、地球温暖化対策に主体的な役割を果たします。

(2) 観光旅行者・通勤通学者

観光旅行者・通勤通学者は、観光や通勤・通学に伴う環境負荷を軽減するため、公共交通の利用や環境負荷の小さいサービスの選択など地球温暖化対策に資する取組を行います。また、京都での取組について、地元での実践にも取り組みます。

(3) 事業者

事業者は、事業活動のあらゆるプロセスにおいて、排出する温室効果ガスの削減を図るとともに、持続可能な資源・エネルギーの利用を前提としたビジネスへの移行を図り、地球温暖化対策に主体的な役割を果たします。また、ICTの活用による従業員の働き方の自由度の向上など、環境負荷の低減と生産性及び企業価値の向上に取り組みます。

さらに、自社の技術をいかした各分野の転換を支えるイノベーションの促進や金融機関による脱炭素化支援など、社会全体の地球温暖化対策の促進に取り組みます。

(4) エネルギー供給事業者

電気、ガス等のエネルギー供給事業者は、市内のエネルギー供給量や省エネ・再エネに関する積極的な情報提供はもとより、地域と連携した省エネの促進といった総合エネルギーサービスの提供、また、再生可能エネルギーの供給・利用の拡大に資する取組を積極的に推進します。

(5) 地域活動団体・環境保全活動団体

地域活動団体は、京都の市民力・地域力をいかして、地域全体での地球温暖化対策を実施します。

環境保全活動団体は、各団体の得意分野をいかし、環境保全や地球温暖化対策のほか、多様化する社会ニーズに柔軟に対応するとともに、市民・事業者・行政との連携、協働を進めることで、より多くの主体の参画や取組内容の充実・強化につなげます。

(6) 大学・研究機関

大学・研究機関は、市の人口の約1割を学生が占め、個性、魅力、活力にあふれた「大学のまち京都・学生のまち京都」の特性をいかし、地域活動団体や事業者をはじめとした様々な主体と一緒にした地球温暖化対策の取組を一層推進します。

産学公の連携により、環境・エネルギー分野の新技術の研究開発や実用化を推進し、各分野の転換を支えるイノベーションの促進に取り組みます。

また、これらの取組を、自らの温室効果ガス排出量削減にもつなげます。

(7) 京都市

京都市は、脱炭素社会への転換に向けた気運を醸成し、全庁的な推進体制の下、転換を促進するために、各分野の市民・事業者・地域活動団体・環境保全活動団体の主体的な活動への支援と協働を進めるとともに、義務の強化やインセンティブの創設をはじめとした制度設計、必要な措置の導入等の施策を講じます。

また、国や国内外の自治体との連携を強化し、イノベーションの創出や制度の変革を加速させていくとともに、様々な場での本市の取組等を発信し、国、世界の地球温暖化対策に貢献します。

さらに、京都市役所は市内最大の温室効果ガス排出事業者であることから、環境や社会に配慮した製品の導入・利用、公共施設等における再生可能エネルギーの利用など、温室効果ガス排出削減に向け、率先して取り組みます。

2030 年度の温室効果ガス削減見込量と削減方法

(1) 2030 年度の温室効果ガス削減見込量

2030 年度の削減目標の達成のためには、2013 年度に比べ 361 万トン以上削減することが必要です。

2013 年度から最新実績である 2023 年度までに、216 万トン削減しているところ、今後の人団動態や経済活動の変化（以下「社会経済活動要因」という。）による温室効果ガス排出量の増減を踏まえたうえで※、2030 年度までに 145 万トン以上削減しなければなりません。

この達成に向け、エネルギー消費量についても、社会経済活動要因による増減を踏まえたうえで、2023 年度実績に比べて 9%以上削減するとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入により、消費電力に占める再生可能エネルギー比率を 40% 以上まで引き上げることを目指して取組を進めます。

また、引き続き、新たな技術や仕組み等の積極的な導入等をはじめ、追加対策を講じることにより、削減量の更なる上積みを図ります。

※ 温室効果ガス排出量の増減要因としては、気温上昇等の気候変動による影響も含め、様々な要因がありますが、本計画では、世帯数、課税床面積、製造品出荷額、自動車保有台数等の近年の増減傾向を基に、2030 年度までに約 25 万トンの増加を推計しています。

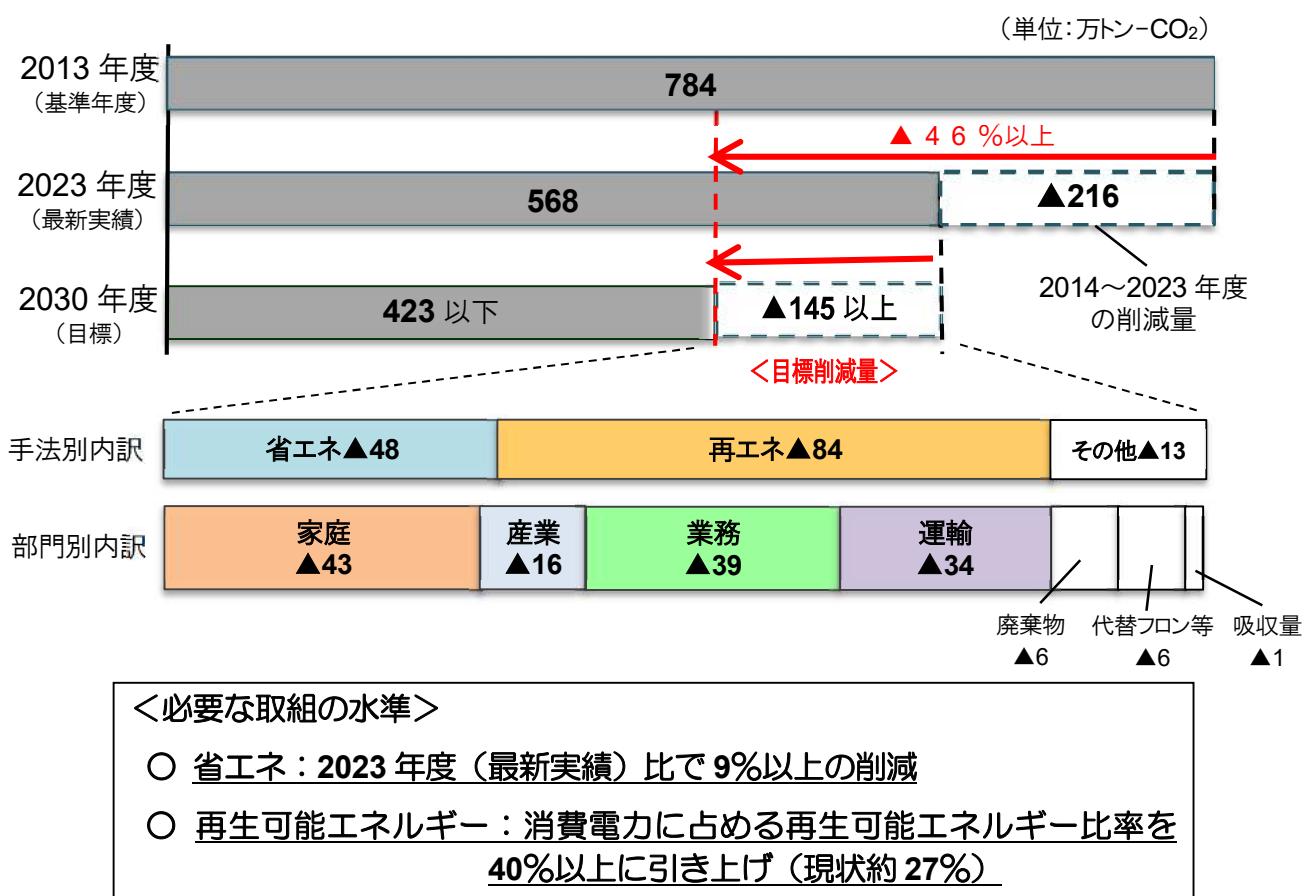


図 9. 2030 年度までの目標削減量と内訳

表2. 部門ごとの削減見込量

(単位:万トン-CO₂)

		2013年度 排出量 (基準年)	2023年度 排出量 (直近の実績)	2030年度 見込値	2023年度比		2013年度比	
温室 効果 ガス 排出 量 ①					削減量	削減率	削減量	削減率
	家庭部門	212	151	108	▲43	▲29%	▲104	▲49%
	産業部門	104	67	51	▲16	▲24%	▲53	▲51%
	業務部門	261	161	122	▲39	▲24%	▲139	▲53%
	運輸部門	155	138	105	▲34	▲24%	▲50	▲33%
	廃棄物	21	26	20	▲6	▲22%	▲1	▲5%
	代替フロン等	54	49	43	▲6	▲11%	▲10	▲19%
	小計	807	592	449	▲144	▲24%	▲357	▲44%
吸收量②※1		23	25	26	1	5%	3	13%
合計※2 ①-②		784	568	423	▲145	▲26%	▲361	▲46%
(参考) 電気の排出係数		0.522	0.332	0.25	—			

※1 森林等によるCO₂吸收量であり、温室効果ガス排出量から差し引くもの。

※2 単位未満四捨五入のため、合計等が合わない場合がある。

表3. 手法ごとの削減見込量

① エネルギー消費量の削減 ⇒ 2023年度比9%以上の省エネ

	エネルギー消費量(TJ)			温室効果ガス削減量 (万t-CO ₂)	(参考) 社会経済活動要因による増減を含めた場合(万t-CO ₂)
	2023年度	2030年度	削減率		
家庭部門	20,442	19,386	▲5%	▲11	▲21
産業部門	9,521	8,944	▲6%	▲5	▲6
業務部門	21,416	21,306	▲1%	▲2	▲18
運輸部門	19,737	15,761	▲20%	▲30	▲28
合計	71,748*	65,397	<u>▲9%</u>	▲48	▲73

* 再生可能エネルギーの自家消費分(631TJ)を含んだ値 (2030年度は各部門に配分して計上)

② 再生可能エネルギーの拡大

⇒ 消費電力に占める再生可能エネルギー比率40%以上に引き上げ

	2023年度	2030年度	2023年度比 排出削減量
消費電力に占める 再生可能エネルギー比率*	27%	<u>40%</u>	▲84万t-CO ₂

* 自家消費型の再エネ導入量と系統電力における再エネ供給量の比率の合計

③ その他の削減

(単位:万トン-CO₂)

	2023年度	2030年度	2023年度比 排出削減量
廃棄物	26	20	▲6
代替フロン等	49	43	▲6
吸收量*	25	26	1

* 森林等によるCO₂吸収量であり、温室効果ガス排出量から差し引くもの

(2) 削減方法等

国等の動向も注視しながら、あらゆる可能性を追求し、網羅的に対策を実施することを前提に、以下のとおり部門ごと、省エネ・再エネ別に削減見込量を設定し、表4や5章で示す対策や取組を進めることで、削減目標の達成を目指します。

また、取組による効果を把握し、進捗管理を行うため、表5のとおりモニタリング指標を設定します。

表4. 部門ごとの主な取組

① 家庭部門 ▲43万t-CO₂

削減見込量 (万t)	対策	主な取組
省エネ ▲11*	市民による省エネ行動 高効率家電・機器の普及 住宅の省エネ性能向上	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に対する意識啓発、学習の推進 ・高効率家電・機器の買換え促進 ・環境性能の高い住宅の普及促進 ・太陽光発電設備の導入促進、自家消費の推進 (建築士による説明義務) ・再エネ電気の選択促進 ・系統電力における再エネ供給の促進 等
再エネ ▲32	太陽光発電設備の普及 再エネ供給・利活用の拡大	

* 社会経済活動要因による増加(10万t-CO₂)を含めた場合の削減量は▲21万t-CO₂

② 産業部門 ▲16万t-CO₂

削減見込量 (万t)	対策	主な取組
省エネ ▲5*	事業者による省エネ取組 (設備更新等) 建物の省エネ性能向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の削減取組の促進 (特定事業者排出量削減計画書制度、エネルギー消費量等報告書制度) ・環境性能の高い工場等の普及促進 ・太陽光発電設備の導入促進、自家消費の推進 (新增築建築物への導入義務、建築士による説明義務) ・再エネ電気の選択促進 ・系統電力における再エネ供給の促進 等
再エネ ▲11	太陽光発電設備の普及 再エネ供給・利活用の拡大	

* 社会経済活動要因による増加(1万t-CO₂)を含めた場合の削減量は▲6万t-CO₂

③ 業務部門 ▲39万t-CO₂

削減見込量 (万t)	対策	主な取組
省エネ ▲2*	事業者による省エネ取組 (設備更新等) 建物の省エネ性能向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の削減取組の促進 (特定事業者排出量削減計画書制度、エネルギー消費量等報告書制度) ・環境性能の高いオフィス等の普及促進 ・太陽光発電設備の導入促進、自家消費の推進 (新增築建築物への導入義務、建築士による説明義務) ・再エネ電気の選択促進 ・系統電力における再エネ供給の促進 等
再エネ ▲37	太陽光発電設備の普及 再エネ供給・利活用の拡大	

* 社会経済活動要因による増加(16万t-CO₂)を含めた場合の削減量は▲18万t-CO₂

④ 運輸部門 ▲34万t-CO₂

削減見込量 (万t)	対策	主な取組
省エネ ▲30*	公共交通の利用拡大 次世代自動車の普及等による燃費改善 運輸・運送事業者による省エネ取組（運用改善等）	<ul style="list-style-type: none"> 利便性向上等による公共交通の利用促進 次世代自動車の普及、自動車利用意識の転換促進 事業者の削減取組の促進 (特定事業者排出量削減計画書制度、エネルギー消費量等報告書制度)
再エネ ▲4	再エネ供給・利活用の拡大	・系統電力における再エネ供給の促進 等

※ 社会経済活動要因による減少（▲2万t-CO₂）を含めた場合の削減量は▲28万t-CO₂

⑤ その他 ▲13万t-CO₂

(万t-CO₂)

	削減見込量 (万t)	主な取組
廃棄物	▲6	ごみ焼却量の削減
代替フロン等	▲6	フロン使用機器の適正管理の徹底
吸収量*	1	森林整備、緑地整備等

※ 森林等によるCO₂吸収量であり、温室効果ガス排出量から差し引くもの。

表5. モニタリング指標

指標	現状（2023年度）	目安（2030年度）
環境保全や環境問題に関する方の割合	68%	（増加を目指す）
LED照明を使用している世帯の割合（全国値）	76%	100%
新築住宅のZEH水準割合（全国値）	46%	100%
特定事業者排出量削減計画書制度による温室効果ガス排出削減量（産業、業務、運輸）	各部門における削減（年率） 産業▲2%、業務▲3%、運輸▲1%	
新築オフィス等のZEB水準割合（全国値）	37%	100%
非自動車分担率	79%	（増加を目指す）*
次世代自動車普及率（ストックベース）	33%	55%
太陽光発電導入量（10kW未満）（主に住宅）	77MW	112MW
太陽光発電導入量（10kW以上）（主に非住宅）	81MW	138MW
系統電力における再エネ割合	26%	36～38%
一般廃棄物焼却量	34万t	30万t
第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）廃棄時のフロン類回収率（京都府値）	43.5% (2022年度)	70%

※ 「歩くまち・京都」総合交通戦略における長期的目標は85%（目標年度の設定なし）

5章 温室効果ガスの排出抑制・吸収源対策(緩和策)

本章では、4章に記載した2050年の目指す社会像や、中間目標である2030年度削減目標を実現するための施策（緩和策）を、分野ごとに示します。

1

緩和策の進め方

市民生活（ライフスタイル）や事業活動（ビジネス）、そしてこれらの活動の基盤となるエネルギー、モビリティの4つの分野について、脱炭素転換を図るとともに、森林等における二酸化炭素吸収の維持・向上を図ります。そのために、各分野及び吸収源対策について、推進方針とそれに基づく施策を掲げます。

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを見据えた

- ・2030年度の削減目標の達成
- ・中長期的な視点に立った仕組みづくり

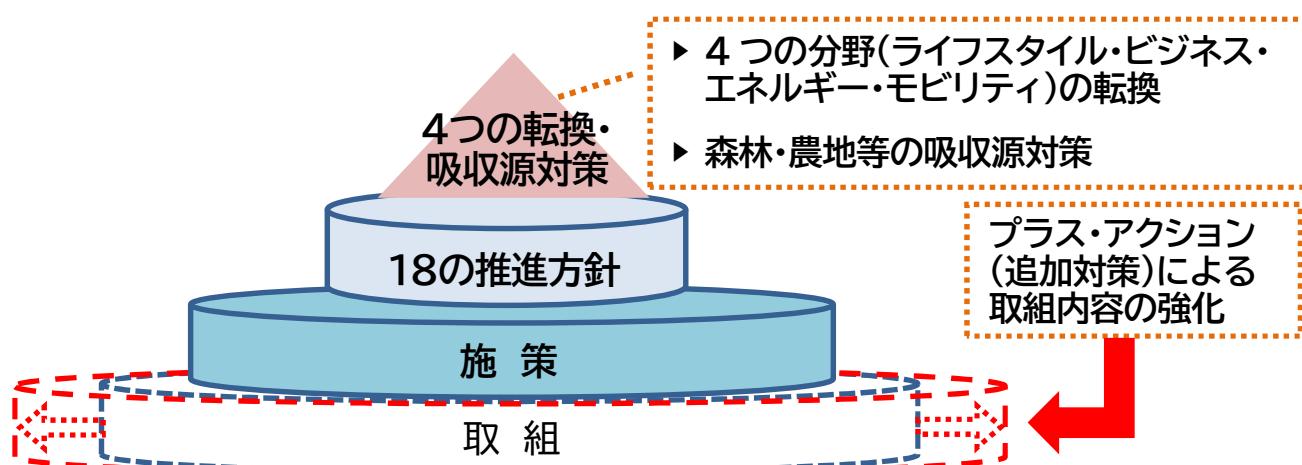


図10. 温室効果ガスの排出抑制・吸収源対策（緩和策）のイメージ

SDGs(Sustainable Development Goals :持続可能な開発目標)

「SDGs」では、「誰一人取り残さない」を合言葉に人権、格差是正、教育、環境、平和など、持続可能な社会の実現を国際社会全体で目指す17の普遍的なゴール（目標）と、169のターゲット（達成基準）の実現に向けて各国政府だけでなく、地方公共団体や企業等、私たち一人ひとりの主体的な取組が求められています。

「豊かな京都」の実現を目指す地球温暖化対策はSDGsの理念とも合致するため、緩和策の各方針、適応策の各分野にそれぞれ関連する目標を記載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





ライフスタイルの転換

町家の特徴をいかした京都らしい省エネ住宅、ZEHなど



2050年の社会像—暮らしの姿—

住まい 使用量以上のエネルギーを生み出す環境性能の高い住宅での快適で健康な暮らしが標準化

消費行動 自然への畏敬と感謝の念を抱き、地球環境、社会などに配慮したスタイルが定着。食材などは近郊の資源を活用するとともに、京の食文化をはじめ四季折々の自然との一体性を感じられる生活が定着

つながり 地域をはじめ多様なコミュニティのつながりの中で、融通、地産地消などのエネルギー・資源の有効利用が普及

2030年度削減見込み

家庭部門 エネルギー消費

20,442 TJ (2023年度) → 19,386 TJ (2030年度) ▲5%

家庭部門排出量

▲11万t-CO₂

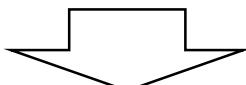
廃棄物

ごみ焼却における削減

廃棄物部門排出量

▲6万t-CO₂

削減量	対策	主な取組	関連する推進方針
家庭部門 11万t	市民による省エネ行動 高効率家電・機器の普及 住宅の省エネ性能向上	・環境問題に対する意識啓発、学習の推進 ・高効率家電・機器の買換え促進 ・環境性能の高い住宅の普及促進 等	1・2・3
廃棄物 6万t	ごみ焼却量の削減		1・3



2050 年に向けた転換及び 2030 年度削減目標達成に向けた取組の推進方針等

推進方針 1

地域の課題解決や生活の質の向上・意識改革につながる
「京都発脱炭素ライフスタイル」の普及・定着



「環境にいいことしていますか？」の合言葉「DO YOU KYOTO?」や、若者をはじめ多様な主体を交えて議論・策定した「京都発脱炭素ライフスタイル」のビジョン⁷と消費行動等に係る具体的な取組例等について、幅広い周知・浸透に取り組み、意識変容を促し、環境に配慮した行動の実践の輪を広げます。

施策 1 「京都発脱炭素ライフスタイル」の普及等による、全ての人が主体となつた行動の促進

【主な取組】

- 2050 京創プラットフォームを活用した市民・事業者・行政等多様な主体による多分野での連携促進
 - 事業者間のマッチングや交流会の開催等、市民、事業者、行政等が交ざり合い、協働・連携を促して、「○○×脱炭素」の取組を広げていきます。
- エコ学区をはじめコミュニティ単位の様々な取組の支援
 - エコ学区等の取組を促進できるよう、多様な主体と連携し、試行から発展まで取組の段階に合った支援を行います。
- 関心が高くない・行動変容に至っていない層への積極的なアプローチ及び行動の促進
 - 地球温暖化対策に関心が高く、既に取り組んでいる層以外の方にも、積極的にアプローチを図り、地球温暖化対策に触れて理解していただき、自らの実践を促進します。
- 生活の質やウェルビーイング向上の視点等を取り入れた取組の推進
 - より多くの方が自主的・主体的に取り組んでいただけるよう、生活の質やウェルビーイングの向上につながる健康づくり、住まい方、食生活・食文化の普及等の視点を取り入れた地球温暖化対策に取り組みます。また、環境の視点をきっかけに、地域の防災や福祉等の取組と分野を超えて連携・協働して取り組むことで、環境と調和したライフスタイルの実践の輪を拡大します。
- 国際的なネットワークとの連携や国際会議への参加を通じた取組の発信等
 - イクレイ（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）⁸などの国際的なネットワークとの連携、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）等の国際会議への参加などを通じて、本市の取組を世界に発信するとともに、相互交流を図ります。

⁷ ビジョン「京都の自然と共生する文化やしまつのこころを礎に 自分らしい持続可能な暮らしの選択で実現するカーボンニュートラルで豊かな社会」。2050 年の京都における脱炭素社会と将来世代が夢を描ける豊かな社会を同時に実現するため、市民が共有すべき指針として、2022 年に定めたもの

⁸ 持続可能な都市と地域を目指す 2,500 以上の地方自治体からなる世界的なネットワーク

施策2 社会を変える消費行動の転換、循環型社会の推進

【主な取組】

■ 市民・事業者・行政の協働による2R等の促進

2R及び分別・リサイクルの取組について、地域学習会や環境学習施設、事業者との連携を通じた周知啓発などを行い、市民への浸透を図り、レジ袋やペットボトル等の使い捨てプラスチックの徹底的な削減や、プラスチック類の分別回収、衣類の地域内でのリユース等を促進します。

また、バイオマスプラスチックや紙素材などの再生可能資源を優先的に活用するリニューアブルの取組について、市民への周知啓発や事業者の取組支援などを行います。

■ 全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現

販売期限の延長⁹やAI・IoTを活用した食品ロス削減の優良事例（フードシェアリング¹⁰等）について、事業者の導入支援を進めるとともに、市民理解を深める啓発活動も事業者と連携して実施します。

■ エシカル消費の普及促進

地産地消など、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の実践を促進するため、事業者や生産者なども含めた多様な主体と連携し、様々な場面で広く普及啓発を行います。

コラム 食生活と気候変動の関わりについて

- IPCCの報告書では、食料の生産、加工、流通、調理、消費等に伴って排出する温室効果ガスの量は、世界全体の人為的な排出量の最大4割弱を占め、現在の食生活の様式（流通の広域化や肉の消費量の増加等）が大きく関係していると分析しています。
- 食品ロスの量やCO₂排出量を減らし、地球環境への負荷を緩和するためには、フードマイレージ（食料の輸送距離）を意識し、地産地消をはじめとしたエシカル消費や、生産に係る環境負荷が低い旬の食材を中心とした伝統的な食文化を実践していくことが重要です。

推進方針 2

住まいと家電等の省エネ化と再生可能エネルギー導入で進める暮らしの質の向上



住宅は一度建設されると、長期に渡って存続するため、環境性能が高い新築住宅の普及を進めるとともに、既存住宅の省エネ化や省エネ型の住まい方の発信等に取り組むなど、住宅からの排出削減を進めます。

施策1 ネットゼロエネルギーhaus(ZEH)¹¹など環境性能の高い住宅の普及

【主な取組】

■ ZEH、ZEH-M（マンション）等の普及促進

脱炭素先行地域の取組である伏見工業高校等跡地等における脱炭素仕様の住宅街区の創出

⁹ 小売店等が賞味・消費期限より前に販売をやめて廃棄する食品について、販売の期限を延長して食品ロスを削減する取組

¹⁰ 飲食店等の廃棄直前の食品を消費者にマッチングすることで食品ロスを削減する取組

¹¹ 高い断熱性能と高効率設備による省エネ化と再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー消費量が正味でゼロ又はおおむねゼロとなる住宅

をはじめ、住宅ストックの良質化に向けて、民間活力を活用し、ZEH等の普及促進に向けた取組を進めます。

■ 民間事業者等と連携した効果的な周知啓発

環境性能の高い住宅が持つ健康・コスト面のメリットについても理解したうえで、居住する住宅を選択できるよう、住宅の供給や流通に携わる民間事業者等と連携した周知啓発を進めます。

■ 住宅における市内産木材の利用促進

木材利用の意義・活用事例の情報発信や、支援制度の運用により、住宅における市内産木材の利用を促進します。

施策2 既存住宅の省エネ化等の推進

【主な取組】

■ 省エネ改修の推進

断熱改修など省エネ改修による健康面等のメリットの啓発や必要となる費用の助成などにより、既存住宅の省エネ改修を推進します。

■ 環境性能の高い既存住宅の流通活性化のための普及啓発

住宅の購入や賃借のタイミングで居住者が省エネ性能を基礎情報として収集できるよう、省エネ部位ラベルの表示など、事業者に省エネ性能の見える化を働きかけます。

■ 京都の生活文化に根差した省エネ型の住まい方の普及促進

町家における京都ならではの暮らしの知恵を活用するなど、京都らしい省エネ生活の普及を図ります。また、省エネ技術の導入に加え、京都らしさを取り入れた暮らし方の工夫を併せ持つ、住宅の普及を図ります。

〈建築物の省エネ化〉

建築物省エネ法の改正により、2025年4月から、住宅等を含めた全ての新築・増改築の建築物が省エネ基準適合義務の対象となりました。また、2030年までに省エネ基準はZEH・ZEB水準まで引き上げられる見込みです。

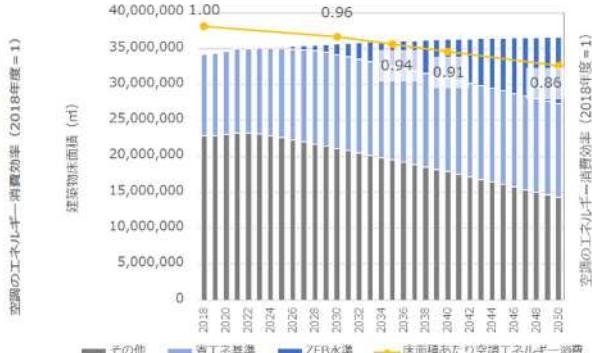
これにより、今後、市内の建築物について、総体として環境性能が向上し、エネルギー消費効率の向上が見込まれますが、適合義務の水準を上回る環境性能の高い建築物（新築）の普及や、適合義務の対象外である既存建築物の省エネ化の推進が重要です。

○建築物ストックにおける環境性能の高い建築物の推移

【ライフスタイル（住宅）】



【ビジネス（オフィス等）】



※ 住宅・土地統計調査等を基に、市域における環境性能の高い新築等建築物の増加を推計

施策3 家電や住宅設備の省エネ化等の推進

【主な取組】

■ 省エネ・再エネの一体的な情報発信と相談対応の強化

断熱改修や省エネ機器、太陽光発電の導入などの住宅等の省エネ・再エネ化の取組について、基礎知識（経済性やメリット等）や導入事例、支援制度などの情報を一体的に発信するとともに、市民等からの幅広い相談への対応を強化し、理解や意識の向上を図ります。

■ 省エネ家電・給湯器などへの貢換えの促進

日常生活における省エネを推進するため、家庭でのエネルギー使用量が多い製品について、省エネ家電、高効率給湯器・家庭用燃料電池など、省エネ性能の高い製品への貢換えを促進します。

推進方針 3

脱炭素型ライフスタイルへの転換を支える担い手の育成



子どもから大人まで、ライフステージに応じた学習機会の拡充や、地域での環境活動に取り組むグリーン人材の育成を進めます。

施策1 ライフステージに応じた環境学習等の充実

【主な取組】

■ 小学生を対象としたこどもエコライフチャレンジプログラムの推進

次代を担う子どもたちが、家族と共に地球温暖化防止につながるエコライフを考え実践する「こどもエコライフチャレンジプログラム」を推進し、地球温暖化対策の理解と行動を広げていきます。

■ 多様な世代における環境問題への学びの機会の充実

小学校入学前の幼児や中学生に向けた取組や、高校生の気候変動問題の学習、大学のサークルでの取組、生涯学習などにおける、各世代の環境問題を学ぶ機会を充実します。

■ 環境学習施設の活用

京エコロジーセンターやさすてな京都、青少年科学センターなどの環境学習施設において、連携を図りつつ、環境問題を楽しく学ぶ機会を充実します。

施策2 環境活動に取り組む人材の育成

【主な取組】

■ 環境保全活動を推進するグリーン人材の育成

環境学習施設や大学等と連携しながら、エコ学区をはじめ、地域コミュニティにおいて環境保全活動に取り組むグリーン人材を育成します。

■ 学生等との連携

環境活動に関わる学生等と連携し、地域の様々な主体とのつながりを強化する等、取組の輪を広げます。

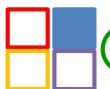
市民、事業者、大学・研究機関との連携等により、市民の行動変容等に向けた仕組みづくりの調査等に取り組みます。

施策1 意識や行動の変革に向けた新たな仕組みや取組の研究

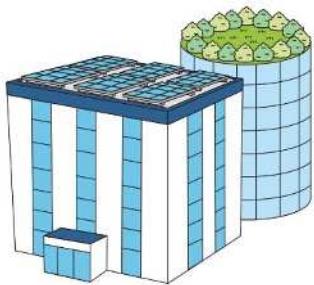
【主な取組】

■ 環境保全活動団体や事業者、大学等と連携した調査・研究・社会実験の実施

ライフスタイル転換に向けた行動変容や仕組みづくりに向け、様々な主体と連携し、新たな制度や仕組みの調査、研究、社会実装に向けた社会実験等に取り組みます。



ビジネスの転換



ZEB等の環境性能の高い建築物の普及



イノベーション



仕事のデジタル化



場所や時間にとらわれない働き方

2050年の社会像—仕事の姿—

オフィス 環境性能が高く、健康・快適で、エネルギーを自給自足するオフィスやビルが標準化

ビジネススタイル “大量生産・消費”的ビジネスモデルから脱却し、サーキュラーエコノミーといった持続可能な資源・エネルギー利用を前提としたものへ移行

働き方 仕事環境のデジタル化や通勤やオフィスの概念の変化等を通じて、時間や場所にとらわれない働き方が定着

イノベーション 大学や企業など、先駆や進取の気性のもと、京都の“知恵”をいかした新たなイノベーションやビジネスが創出され、世界の脱炭素化にも貢献

2030年度削減見込み

産業部門 エネルギー消費

9,521TJ (2023年度) → 8,944TJ (2030年度) ▲6%

産業部門排出量

▲5万t-CO₂

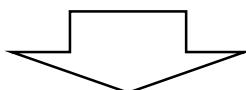
業務部門 エネルギー消費

21,416TJ (2023年度) → 21,306TJ (2030年度) ▲1%

業務部門排出量

▲2万t-CO₂

削減量	対策	主な取組	関連する推進方針
産業部門 5万t	事業者による省エネ取組 (設備更新等) 建物の省エネ性能向上	・事業者の削減取組の促進 (特定事業者排出量削減計画書制度、 エネルギー消費量等報告書制度) ・環境性能の高い工場等の普及促進 等	5・6
業務部門 2万t	事業者による省エネ取組 (設備更新等) 建物の省エネ性能向上	・事業者の削減取組の促進 (特定事業者排出量削減計画書制度、 エネルギー消費量等報告書制度) ・環境性能の高いオフィス等の普及促進 等	5・6
代替 フロン等 6万t	フロン使用機器の適正管理の徹底		5



推進方針
5

事業活動における更なる対策の推進



市内における温室効果ガス排出量の約 4 分の 1 を占める大規模排出事業者から中小事業者まで、あらゆる事業者において、オフィス等の省エネ化を含め事業活動の脱炭素化による排出削減を促進します。

また、温室効果が高い代替フロン類の使用機器の適正管理の啓発等を行います。

施策 1 大規模排出事業者（特定事業者）における取組の更なる推進

【主な取組】

■ 事業者排出量削減計画書制度の充実による取組の促進

第五計画期間（令和 5～7 年度）から引き上げた部門別の目標削減率の達成に向け、先導的な取組を行っている事業者をより評価できるよう、評価対象となる取組や評価基準等を見直す等により、事業者の多様な取組を促進します。

■ サプライチェーンの脱炭素化促進

製品やサービスのライフサイクル全体における排出量を削減するため、大規模排出事業者を中心とするサプライチェーンの脱炭素化に関する取組を促進します。

施策 2 中小事業者による自主的な削減取組の促進や支援の充実

【主な取組】

■ エネルギー消費量等報告書制度の充実

中規模事業者（準特定事業者）を対象としたエネルギー消費量等報告書制度において、提出された報告書に基づくフィードバックの内容を充実するなど、取組を強化することにより、自主的な削減取組を促進します。

■ 省エネ取組や高効率機器等の導入への支援の実施

中小事業者を対象に、エネルギー管理の専門家の派遣による省エネアドバイスの実施や、高効率機器など省エネ設備導入への支援を行います。

■ 環境マネジメントシステム（EMS）による事業の脱炭素化の促進

KES¹²・環境マネジメントシステム・スタンダードをはじめ、ISO14001 等環境マネジメントシステムの認証普及や啓発などを行い、脱炭素化など中小事業者の環境保全活動の自主的な活動を促進します。

<特定事業者・非特定事業者>

2023 年度の市域のエネルギー起源 CO₂ 排出量 517 万 t-CO₂ において、ビジネス分野である産業・業務部門からの排出量は 5 割弱の 228 万 t-CO₂ となっています。

このうち、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い特定事業者（115 者）からの排出量が約 55%、中小企業等の非特定事業者（約 7 万者）からの排出量が約 45% となっており、双方ともに削減を進めていく必要があります。

¹² 京都議定書の発祥地、京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格

施策3 ZEB¹³等の環境性能の高い建築物の普及拡大

【主な取組】

■ ZEB 化の推進

民間オフィス等を対象とした ZEB 化可能性調査の実施等により、既存建築物の ZEB 化を促進します。

また、本市の公共建築物についても、「京都市公共建築物脱炭素仕様」に基づき、ZEB 化を目指します。

■ 建築物の品質・性能の「見える化」の推進

CASBEE 京都等のツールを活用し、省エネ性能が高い等の良質な建築物情報の発信を行います。

■ 建築物（非住宅）における市内産木材の利用促進

木材利用の意義・活用事例の情報発信や、支援制度の運用により、非住宅の中規模建築物の木造化をはじめ、建築物における市内産木材の利用を促進します。

施策4 代替フロン類の排出抑制の推進

【主な取組】

■ 代替フロン類の適切な管理の徹底に関する周知啓発

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づく代替フロン類の適切な管理の徹底等について、周知・啓発を行います。

推進方針 6

環境と経済の好循環を生み出す 仕組みづくり



持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用し、付加価値を生み出すサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行や、あらゆるビジネスの基盤となる金融面において、ESG 金融¹⁴やグリーンボンド¹⁵の活用拡大など、グリーンファイナンスの推進を図ります。

また、環境先進都市としての取組や山紫水明の美しい自然の残る都市の特性をいかし、環境を学ぶ観光や自然を楽しむ観光を推進します。

施策1 環境に配慮したビジネススタイルへの転換の促進

【主な取組】

■ サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の促進

市内の事業者等を対象に、サーキュラーエコノミーに関する知識の習得や連携の促進など、ビジネスモデルの創出に向けたきっかけをつくるとともに、消費者である市民の認知度を向上

¹³ 高い断熱性能と高効率設備による省エネ化と再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー消費量が正味でゼロ又はおおむねゼロとなる建物

¹⁴ 企業分析・評価を行ううえで長期的な視点を重視し、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)情報を考慮した投融资行動をとることを求める取組

¹⁵ 企業や地方自治体等が、環境問題の解決に貢献する事業に要する資金を調達するために発行する債券

させ、購買行動の変容を促すなど、循環型の経済活動への移行に向けた取組を進めます。

■ GX・脱炭素経営の担い手等の育成

事業者や大学等と連携した情報発信や、リカレント教育・リスクリングの促進等により、企業においてGX等の知識を有し、脱炭素経営を支え、加速させる人材の育成を進めます。

■ 多様で柔軟な働き方の促進

テレワークをはじめとしたデジタル化の推進などによる、労働者の生産性向上や環境負荷の低減にもつながる多様で柔軟な働き方を推進します。

施策2 グリーンファイナンスの推進

【主な取組】

■ グリーンファイナンスの普及啓発

金融機関等と連携して、ESG金融等のグリーンファイナンスに関する周知を図るなど、グリーンファイナンスの理解の促進や普及拡大を図ります。

■ 事業者の脱炭素経営事例の情報発信

TCFD¹⁶（気候関連財務情報開示タスクフォース）やSBT¹⁷（科学と整合した目標設定）など企業の財務情報等を活用した経営事例の情報発信を行い、気候関連リスクを経営戦略に組み込む取組の拡大を図るとともに、中小事業者への普及を図ります。

■ 京都府や金融機関等と連携した、中小事業者等の脱炭素経営の支援

京都府や金融機関等との連携の下、中小事業者等におけるサステナブルファイナンス支援制度の活用拡大や、融資先の脱炭素経営を支援する金融機関等の職員の人材育成などを推進します。

施策3 持続可能な観光の促進

【主な取組】

■ 環境や自然をテーマにしたサステナブルツーリズムの推進

脱炭素先行地域の取組である脱炭素修学旅行事業をはじめ、修学旅行生などが環境やSDGsを学べる機会の創出を促進します。

また、森林文化や自然環境を体感できる京都一周トレイルに係るコンテンツ開発、生物多様性の視点を持つガイドを養成する仕組みの創設等により、豊かな自然環境及び自然と共生する暮らしや文化を学び・体験したり、農山村地域をはじめとする地域の人々と交流するエコツーリズムやグリーンツーリズムを推進します。

■ 観光事業者・観光客の温室効果ガス排出・廃棄物等の発生抑制

観光事業者による環境負荷の小さい観光コンテンツの開発を支援するとともに、観光事業者の温室効果ガス排出量削減やプラスチックごみをはじめとした廃棄物の削減等を促進します。

また、地域や観光事業者と連携した観光客へのマイバッグ・マイボトルの推奨や食べ残しの削減など、環境に配慮した観光スタイルへの転換を図り、さらには京都で経験したことの実践

¹⁶ Task force on Climate related Financial Disclosures の略称。企業が気候変動への取組や影響に関する財務情報を開示するための枠組み

¹⁷ Science Based Targets の略称。パリ協定の水準に整合する、企業における温室効果ガス排出削減目標のこと

による環境に配慮したライフスタイルへの転換を促します。

■ サステナブル MICE の促進

「環境に配慮したサステナブル MICE 京都ガイドライン」に基づき、環境に配慮した MICE の誘致、開催を促進します。



最先端の研究を行う大学・研究機関と伝統産業から先端技術産業まで幅広い業種の企業が集積する京都の強みをいかし、産学公の連携によるイノベーションやエネルギーに依存しない新たなビジネスの創出を促進します。

施策1 産学公の連携によるイノベーションや新たなビジネスの創出

【主な取組】

■ 環境・エネルギー分野におけるイノベーションの促進

産学公の連携により、環境・エネルギー分野における新技術・新製品の研究開発を促進します。

■ スタートアップ企業の支援

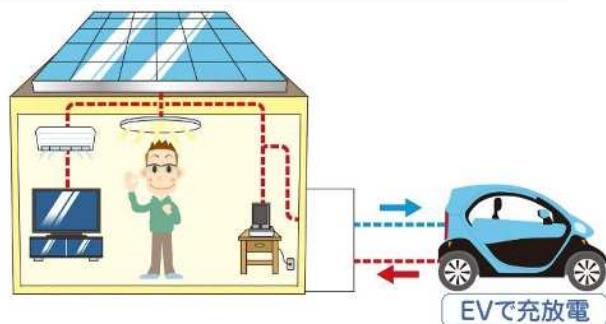
新しい技術、斬新なアイデアにより、社会課題の解決に挑戦するスタートアップ企業を支援し、社会課題の克服と市民生活の向上を図ります。



エネルギーの転換



再エネ100%電力プランを選択



太陽光パネルを設置して必要なエネルギーを調達

2050 年の社会像—まちの姿—

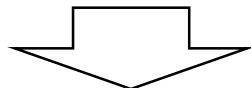
エネルギー 再生可能エネルギーの余剰電力の地域・コミュニティ単位での活用システムや近隣自治体との連携、ペロブスカイト太陽電池や、合成メタンといった水素等の脱炭素技術の実装等により、再生可能エネルギーをはじめとする脱炭素なエネルギーの供給が様々な形で行われ、使用するエネルギーは100%脱炭素化。災害時のエネルギー供給も確保され、都市のレジリエンスが向上

2030 年度削減見込み

消費電力に占める再生可能エネルギー比率
27%程度（2023年度）→ 40%以上（2030年度）

排出量	家庭部門	産業部門	業務部門	運輸部門
▲84万t-CO ₂	▲32万t-CO ₂	▲11万t-CO ₂	▲37万t-CO ₂	▲4万t-CO ₂

削減量	対策	主な取組	関連する推進方針
再エネ 84万t	太陽光発電設備の普及 再エネ供給・利活用の促進	・太陽光発電設備の導入促進、自家消費の推進（新增築建築物への導入義務、建築士による説明義務） ・再エネ電気の選択促進 ・系統電力における再エネ供給の促進 等	8・9・10



2050年に向けた転換及び2030年度削減目標達成に向けた取組の推進方針等

推進方針 8

市内の再生可能エネルギーの最大活用



補助制度や、一定規模以上の建築物への再生可能エネルギー設備の導入義務等により、太陽光発電設備の導入促進を図るとともに、蓄電池等を活用した自家消費を推進します。

また、引き続き、バイオマス等のエネルギー利用を図ります。

施策1 太陽光発電設備や蓄電池等の導入促進に向けた仕組みの充実

【主な取組】

■ 太陽光発電設備や蓄電池等の導入に対する補助

再生可能エネルギーの自家消費の更なる拡大や防災力の強化を図るため、太陽光発電設備とともに蓄電池やエコキュート等の一体的な導入を促進します。

また、脱炭素先行地域の取組として、地域コミュニティや防災の拠点ともなる文化遺産等における太陽光発電設備等の導入を促進します。

■ 太陽光発電設備のグループ購入事業の実施

太陽光発電設備の購入希望者を市内に広く募り、まとめて発注することで価格の低下を図るグループ購入事業を、本市と事業に関する協定を締結した事業者や他地域と連携して継続的に実施し、太陽光発電設備の普及拡大を図ります。

■ 太陽光発電設備等の導入促進に向けた基盤整備

太陽光発電設備（0円ソーラーを含む。）の導入検討者と販売・施工業者等とのマッチングを支援するとともに、太陽光発電に係る基礎知識（経済性やメリット等）や導入事例、支援制度などの情報を分かりやすく発信し、相談対応も強化することで、理解や意識の向上を図ります。

■ ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽光発電の早期実装化に向けた調査・支援

軽量・柔軟等の特徴を兼ね備え、これまで太陽光発電設備の導入が困難であった建築物等への導入が可能となるペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽光発電の早期社会実装に向け、事業者とも連携し、需要の把握や市域内での設置事例の創出等を目指します。

<ペロブスカイト太陽電池>

ペロブスカイトという結晶構造でメチルアミン、鉛、ヨウ素等から構成される化合物を発電に用いた太陽電池。薄い、軽い、柔軟等の特徴を有し、これまで設置困難だった場所（建物壁面、耐荷重の小さい屋根等）への導入が期待されるとともに、原材料のヨウ素の生産量は日本が世界シェアの3割を占め、エネルギーの安定供給や産業競争力の強化に資することも期待されています。

■ 市遊休地を活用した、地域貢献型の大規模太陽光発電の整備

脱炭素先行地域の取組として、水垂埋立処分地跡地の一部を活用し、本市域に安定的に「再生可能エネルギー100%電力」を供給する大規模太陽光発電事業に取り組みます。

さらに、発電事業による利益の一部を地域に還元し、地域コミュニティの活性化等につなげます。

施策2 バイオマス・小水力などの地域資源の活用の推進

【主な取組】

■ ごみの処理に係るエネルギーの有効利用の推進

高効率なごみ発電やバイオガス発電等による創エネの推進など、効率的なごみ処理施設の運営を推進するとともに、民間事業者に対しても、廃棄物の処理において、単純な焼却や埋め立てではなく、固形燃料化など、資源の循環利用を推進します。

■ 森林バイオマスの活用

エネルギー事業者、林業経営体等と連携し、森林の間伐等で生じた未利用木材を、木質バイオマス発電所等の燃料材として供給するなど、森林バイオマスの更なる利用を図ります。

■ 下水バイオマスの活用

下水道施設での有効利用として、下水汚泥（下水を処理する過程で発生する汚泥）の燃料化などを推進します。

■ 廃食用油の活用

家庭から排出される廃食用油の回収を推進し、バイオディーゼル燃料等としての利用を図ります。

■ 地域コミュニティとの連携による小水力発電の推進

地域コミュニティや事業者と連携し、地域の防災機能の強化等にもつながる小水力発電を推進します。

施策3 条例に基づく再生可能エネルギー設備の導入促進

【主な取組】

■ 再生可能エネルギー設備の導入義務

延床面積 300m² 以上の建築物（特定建築物及び準特定建築物）の新築又は増築時における再生可能エネルギー設備の導入義務について、引き続き着実に制度運用を図るとともに、この間の成果等も踏まえ、義務の在り方等について、継続して検討を進めます。

■ 再生可能エネルギー設備の導入に係る建築士の説明義務

建築主が再生可能エネルギー設備の環境、経済、防災等のメリットを正しく理解でき、最大導入につながるよう、建築士の説明義務について、説明の支援ツール等の改善を図りながら、引き続き着実に制度運用を図ります。

推進方針 9

再生可能エネルギー電気の利用促進



地球温暖化対策における再生可能エネルギーの利用の重要性や、価格面で有利になるメニューの提示等により、再生可能エネルギー電気の利用を促進します。また、再生可能エネルギー源を豊富に有する地域との連携により、市内で利用する再生可能エネルギー電気の供給量の効率的な拡大を進めます。

施策1 需要側の選択の促進

【主な取組】

■ 再生可能エネルギー電気の情報発信の充実

再生可能エネルギー電気を供給する電力会社やメニューの情報発信、電気の切替え検討者とのマッチングの支援などを通じて、再生可能エネルギー電気への切替えを促進します。

■ 再生可能エネルギー設備の導入等と合わせた再エネ電気切替えの推進

脱炭素先行地域の補助事業などにおいて、再生可能エネルギー電気への切替えを支援の要件とともに、再生可能エネルギー設備の導入時等には電気の契約メニューの見直しへの関心も高まることから、この機を捉え、効果的に情報発信することで、再生可能エネルギー電気への切替えを推進します。

■ 事業者における選択の促進

(特非) KES 環境機構や、再エネ 100 宣言 RE Action¹⁸協議会など既存の企業ネットワークと協働して、再生可能エネルギー電気の選択が、経営の脱炭素化や SDGs への貢献につながることの呼びかけを強化します。さらに、特定事業者を対象とした事業者排出量削減計画書制度において、再生可能エネルギー由来の電気の利用を評価項目としてすることで、再生可能エネルギー電気への切替えを促進します。

施策2 他地域との連携による再生可能エネルギー電気の供給促進

【主な取組】

■ 京都市外の地域との再生可能エネルギー電気供給・利用に関する連携の推進

本市は都市であり、エネルギーの大消費地であることから、市域内で消費されるエネルギーを着実に再生可能エネルギーで賄っていくためにも、他地域と連携し、再生可能エネルギー電気の本市への供給を促進します。

**推進方針
10**

エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー供給等の促進



再生可能エネルギーの主力電源化、火力発電の脱炭素化や原子力発電に依存しないエネルギーシステムの構築に向け、エネルギー供給事業者や国との対話や働きかけなど、自治体として可能な取組をしっかりと進めるとともに、エネルギー供給事業者と連携し、エネルギーの需要側の温室効果ガス排出削減等に取り組みます。

施策1 エネルギー供給事業者や国との対話や働きかけ

【主な取組】

■ 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた対話や働きかけ

条例により再生可能エネルギーの利用拡大等の責務を有するエネルギー供給事業者（電気事業者、ガス事業者）や国に対して、再生可能エネルギーの主力電源化、新たな脱炭素技術の実装、地域と連携した脱炭素化の取組等の実行に向けて、対話や要望・提案等の働きかけを実

¹⁸ 企業活動に必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる「RE100」の取組について、団体の規模や種類に関わらずに参加できる枠組み

施していきます。

施策2 エネルギー供給事業者との連携

【主な取組】

■ エネルギーの需要側の温室効果ガス排出削減

エネルギー供給事業者と連携し、エネルギーの需要側の温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、ペロブスカイト太陽電池や、合成メタンをはじめとする水素等の脱炭素技術についても、将来の普及に向けた取組を検討します。

<合成メタン>

水素と CO₂から合成（メタネーション）されるメタン。再生可能エネルギー由来の電力で水を電気分解してつくる「グリーン水素」の利用や、工場や発電所などで排出された二酸化炭素の回収・再利用等により、CO₂排出を抑制できます。天然ガス（都市ガス）とほぼ同じ成分であり、都市ガス導管などの既存のインフラ等を活用できる利点がある一方、水素製造コストの低減等の課題があり、生産効率の向上に向けた技術開発が進められています。

推進方針 11

2050年に向けたイノベーション～エネルギー編～



再生可能エネルギー電気の主力電源化を見据え、再生可能エネルギー電気の変動性を踏まえたうえでの、安定的な需給バランスの担保や、災害時のレジリエンスの向上など、分散型のエネルギーシステムの構築に向けた、調査・研究を行います。

施策1 分散型のエネルギーシステムの構築に向けた調査・研究

【主な取組】

■ 地域・コミュニティ単位での分散型エネルギーシステムの構築に向けた調査・研究

各家庭の太陽光発電設備から事業所の排熱まで、活用可能な再生可能エネルギー量等の把握や、EVと蓄電池の調整力の効率的な活用方法、デマンドレスポンス¹⁹の在り方など、分散型のエネルギーシステムの構築に向けた課題の解決を図るため、まずは、地域を単位とした調査・研究を進めます。

<省エネ対策、自家消費型再生可能エネルギーの導入のメリット>

電気、ガス等のエネルギーは、日常生活や事業活動に欠かせないものであり、市民・事業者における省エネ対策の徹底や特に自家消費型の再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化対策に加え、エネルギー費用の節減や価格変動リスクの回避、台風や地震等の災害時の非常用電源確保等の観点でも有用です。

¹⁹ 卸市場価格の高騰時または系統信頼性の低下時において、電気料金価格の設定又はインセンティブの支払に応じて、需要家側が電力の使用を抑制するよう電力の消費パターンを変化させること



モビリティの転換



2050 年の社会像—まちの姿—

移 動 自動運転や AI 等の新技術を活用した高度な交通システムの構築などにより、移動がより効率的で快適になり、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組が進展し、「出かけたくなる」魅力と活力あふれるまちが実現

2030 年度削減見込み

運輸部門 エネルギー消費

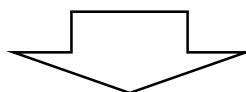
19,737 TJ (2023 年度) → 15,761 TJ (2030 年度) ▲20%

運輸部門排出量

▲30 万 t-CO₂

(万 t-CO₂)

削減量	対策	主な取組	関連する 推進方針
運輸部門 30 万 t	公共交通の利用拡大 次世代自動車の普及等による燃費改善 運輸・運送事業者の省エネ取組（運用改善等）	・利便性向上等による公共交通の利用促進 ・次世代自動車の普及、自動車利用意識の転換促進 ・事業者の削減取組の促進 (特定事業者排出量削減計画書制度、エネルギー消費量等報告書制度) 等	12・13



2050 年に向けた転換及び 2030 年度削減目標達成に向けた取組の推進方針等

推進方針 12

公共交通優先のまちづくりの推進



様々なデジタル技術も活用した、バス・地下鉄をはじめ公共交通の利便性向上や、市民生活を支える公共交通を地域の特性に応じて確保すること等を通じて、公共交通の更なる利用促進を図るとともに、誰もが「出かけたくなる」まちづくりの推進、モビリティ・

マネジメント²⁰の取組等を通じ、歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルを促進します。

さらに、脱炭素社会や健康増進、地域の活性化などを実現するため、安心・安全・快適な自転車利用環境を創出するとともに、自転車交通の役割拡大を推進します。

施策1 公共交通の利便性向上と利用促進

【主な取組】

■ 交通事業者間の連携強化

公共交通の更なる利便性・快適性の向上や利用促進に向けた、交通事業者間の更なる連携強化を図ります。

■ 市バス・地下鉄の利便性の更なる向上

市バス・地下鉄の利用促進に向け、リアルタイム運行情報（車内混雑度や走行位置等）の発信や、京都駅周辺の手荷物の一時預かり・配送サービスの事前予約システムを導入等、利便性の更なる向上を図ります。

また、京都駅周辺の手荷物の一時預かり・配送サービスについて事前予約システムの活用などにより、サービスの利用促進や各窓口での混雑緩和を図ります。

施策2 歩いて楽しいまちづくりとライフスタイルの促進

【主な取組】

■ 誰もが「出かけたくなる」歩行者優先の魅力的なまちづくりの推進

にぎわいのある魅力的な歩行空間の創出や、パークアンドライドの利用促進をはじめとしたクルマの流入抑制に引き続き取り組みます。

■ 歩いて楽しい暮らしを大切にするスマートなライフスタイルの更なる促進

公共交通を便利で快適に使うライフスタイルの定着と、モビリティ・マネジメントの取組を通じ、地域に根差した公共交通利用の促進を図ります。

施策3 安心・安全・快適な自転車利用環境の創出と自転車交通の役割拡大

【主な取組】

■ 安心・安全・快適な自転車利用環境の創出

ライフステージに応じたより効果的な自転車安全教育やルール・マナーの啓発などに取り組むとともに、更なる自転車走行環境の整備や駐輪環境の向上を進め、より安心・安全・快適な利用環境の創出を図ります。

■ 自転車交通の役割拡大

公共交通を補完し、移動の利便性向上につながるシェアサイクルを推進するなど、徒歩や公共交通等とかしこく組み合わせた自転車の利活用を促進します。また、サイクルツーリズムなど多様な場面での自転車の活用を推進します。

²⁰ 歩いて楽しい暮らしを大切にする動機付けのための情報と、公共交通を利用する際に必要となる情報を、利用者の視点に立って適確に提供するとともに、ライフスタイルの転換を一人ひとりに促すため、自らの行動を振り返り、行動をどのように変えるか考えるきっかけとなるコミュニケーション施策

自動車の保有・運転に際しては、条例の制度や、EV・PHEV 等の次世代自動車が持つ多面的な機能の情報発信のほか、充電インフラ環境の整備促進等により、次世代自動車の普及促進を図るとともに、次世代自動車以外の自動車も含め、燃費向上効果があるエコドライブの普及促進を図ります。

施策1 次世代自動車の更なる普及促進

【主な取組】

■ 大規模排出事業者(特定事業者)における次世代自動車等の導入促進

条例に規定する特定事業者に対する新車購入時の一定割合以上の次世代自動車等の導入義務等により、更なる導入を促します。

■ 自動車販売業者による次世代自動車等普及の促進

自動車販売業者による環境情報の説明や、次世代自動車等の販売実績の報告を通じて、次世代自動車が一層普及していくように取り組みます。

■ 商用車をはじめとする次世代自動車の導入促進

商用車向け EV 等導入時の運用事例を創出し、その導入や運用に係るノウハウの収集、周知啓発と合わせて、効率的な物流の促進に努めることで、自動車運送の脱炭素化を促進します。

施策2 次世代自動車の多面的な機能の発信による普及促進

【主な取組】

■ 周知啓発・情報発信の充実

市が保有している EV、PHEV、FCV も活用し、見て体験してもらうことをはじめ、次世代自動車の周知啓発・情報発信を図るとともに、家庭の二酸化炭素排出量の大幅な削減と災害時のレジリエンス向上につながる、太陽光発電の余剰電力を EV や PHEV に充電する V2H²¹など、移動以外の多面的な機能を活用した事例などを発信します。

施策3 次世代自動車の利用環境の整備

【主な取組】

■ EV 充電設備の設置促進

マンションや駐車場の新設時などにおいて、今後の EV、PHEV の普及を見据えて充電設備の設置を働きかけるなど、環境整備を促進します。

特に、設置費用や運用方法等の課題により設置が進みにくい状況にある既築マンションについては、EV 充電サービス事業者等と連携し、設置促進を図ります。

²¹ Vehicle to Home の略。EV・PHEV の蓄電池に蓄えた電気を住宅・走行で使う仕組みのこと

施策4 自動車利用意識の転換

【主な取組】

■ エコドライブ実施者の拡大

エコドライブの取組が広がるよう、広くエコドライブの方法・効果等の情報提供を図るとともに、エコドライブ推進事業所登録制度や認定制度を活用して普及・実践の拡大を図ります。

■ シェアリングの促進

過度な自動車利用の抑制につながるシェアリング等が新たなライフスタイルや事業活動のスタイルとして一般的になるよう普及促進を図ります。

推進方針
14

2050年に向けたイノベーション～モビリティ編～



持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成に向けて、IoTやAI、自動運転等の新技術を活用した新たなモビリティサービスの取組を進めます。

また、将来の都市交通インフラにおける脱化石燃料化に向け、大きなシステムの転換も見据えた課題や方策等について研究を進めます。

施策1 新技術・新概念を踏まえた移動サービスの実現に向けた取組の推進

【主な取組】

■ 自動運転技術等の新たな交通システムの取組の推進

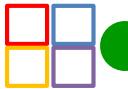
国や民間事業者と連携し、自動運転技術等を活用した新たな交通システムの取組を推進します。

施策2 都市交通の脱化石燃料化に向けた研究

【主な取組】

■ 都市交通の脱化石燃料化に向けた研究

都市交通インフラの脱化石燃料化を見据えた課題や方策等について研究を進めます。



森林・農地等の吸収源対策



2050 年の社会像ーまちの姿ー

森 林 木材生産のほか、自然との関わりを改めて体感・体得し、豊かな感性を育む環境学習やレクリエーションの場などとして積極的に活用され、二酸化炭素吸収、生物多様性保全、治水など、森林の多面的機能を十分に発揮

農 地 地産地消の推進や環境に配慮した農業への支援などを通じて、豊かな恵みを生み出す農地が適切に維持・管理され、二酸化炭素吸収、生物多様性保全等に貢献

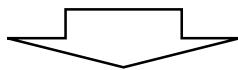
2030 年度削減見込み

森林・都市緑地、農地における吸収
5%増加（2023 年度比）

吸収量
1 万 t-CO₂ 増

(万 t-CO₂)

削減量	主な取組	関連する 推進方針
吸收量 1 万 t 増	森林整備、緑地整備 等	15・16 17・18



2050 年に向けた転換及び 2030 年度削減目標達成に向けた取組の推進方針等

**推進方針
15**

森林整備の推進



適切な森林の保全・整備を進めるとともに、林業の担い手となる人材の育成を図ります。また、他産業・他分野などとの連携による、新たな森林の利活用ビジネス等を創出します。

施策 1 二酸化炭素の吸収源となる森林の適切な保全とその担い手の育成

【主な取組】

■ 健全な森林を維持する取組の推進

森林経営計画に基づく効率的で持続可能な林業により、森林資源の有効活用や森林由来の

Jクレジット創出を検討するとともに、市民や企業等の参画による森林保全活動を展開し、恵み豊かな森づくりを推進します。

あわせて、森林経営管理制度の運用による適正な森林管理を推進するとともに、持続的な成長を目指す経営体への高性能林業機械の導入支援により、林業経営の効率化を推進します。

■ 建築物等における市内産木材の利用促進

建築物等における市内産木材の利用を促進することにより、森林資源の循環利用を促進し、二酸化炭素の固定につなげます。

■ 生産性・収益性の高い林業を実践する新たな担い手の育成

森林への関わり方を多様化することで新たな担い手を発掘するとともに、スマート林業の導入によるドローンやICTを活用した経営や機械化の推進など、高度な技術や経営力を有する担い手の育成を支援します。

施策2 多様な産業との連携などによる森林利活用の仕組みの構築

【主な取組】

■ 林業における新たな担い手の確保に向けた取組の推進

教育、観光、福祉など他分野との連携による、新たな森林利活用ビジネスの創出など、森林との多様な関わり方を推進することで、新たな担い手の育成を進めます。

■ グリーンツーリズムの推進

豊かな森林や山間地域の文化・暮らしを体験する観光など、市民等が森林や地域の農林業と触れ合う機会の創出により、森林や農林業への理解や地産地消を促進します。

推進方針 16

農業・農村の維持・発展



生産地と消費地が近いなど京都の特性をいかし、多面的な機能を發揮する農地を保全する取組を支援するとともに、一般的な農法と比べて、より多く炭素を農地に貯留し、二酸化炭素を固定・吸収する環境に配慮した農業を推進します。

また、他産業・他分野などとの連携による、農地保全の仕組みづくりを進めます。

施策1 京都の特性をいかした取組による農地の多面的な機能の維持

【主な取組】

■ 農地の多面的な機能の発揮

農作物の生産の過程で生じる環境負荷の軽減や、GAP²²の実施を進めるとともに、農地、農業用ため池における生き物の生息・生育に配慮した整備等、地域の生態系に配慮した取組を支援します。

²² Good Agricultural Practice (農業生産工程管理) の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組

施策2 バイオマスの活用など環境に配慮した農業の推進

【主な取組】

■ バイオマスの活用など、環境に配慮した農業の推進

地域内の林産物を使用したバイオ炭、堆肥などのバイオマスの活用や、田んぼの中干期間の延長等の農法を実践する事業者等を支援し、環境に配慮した農業の取組面積を拡大していきます。

施策3 多様な産業などとの連携による農地保全の仕組みの構築

【主な取組】

■ 農地の状況把握など、担い手とのマッチングの強化

農業の担い手の状況を把握し、「地域計画²³」のプラッシュアップを通して、意欲のある農業者が市内農地を確保できるよう、マッチングを進めます。

■ 農業における新たな担い手の確保に向けた取組の推進

農業経営の効率化に向け、担い手への農地の集積を進め、半農半 X²⁴や農福連携²⁵など、他産業との多様な農の関わり方を推進することで、新たな担い手の確保を進めます。



四季を感じることができる道路、公園をはじめ、質の高い緑の空間を整備とともに、農地の保全等と併せて、市内を流れる河川や街路樹を骨格とした緑のネットワークを形成する緑地を保全します。

施策1 街路樹を含めた道路、公園、農地、河川など緑のネットワークを形成する緑地の保全

【主な取組】

■ 緑の保全、量と質の充実

街路樹や公園、庭園、農地等の緑地を保全し、量の維持・充実に中長期的に取り組むとともに、みどりが持つ様々な機能を踏まえて、多角的な視点から質の充実に取り組みます。

また、京都ゆかりの植物の持続可能な供給体制の構築や緑化に係る事例集の作成・運用を行い、公園等の緑化において京都ゆかりの植物を活用します。

■ ため池、河川などの水辺の保全

ため池や河川などの水辺を保全し、水と緑のネットワークづくりを進めます。

²³ 地域の農業者の話し合いに基づき、地域農業の将来の在り方をまとめた「計画書」と、農地1筆ごとに将来の利用者を明確化した「目標地図」をセットで合意・決定したもの

²⁴ 農業や林業と、それ以外のやりたい仕事を両立する生き方

²⁵ 障害のある方等が農林業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいをもって社会参画を実現するとともに、担い手不足や高齢化が進む農林業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性が期待される取組



地域内の資源・経済循環による地域活性化や文化の継承、輸送に係るエネルギー消費の削減など、様々な面で相乗効果のある取組であり、吸収源である森林・農地の維持・利用を支える行動として、地産地消を推進します。

施策1 市内農産物・木材の需要拡大を図ることによる地産地消の推進

【主な取組】

■ 地産地消や京の食文化の推進

市内の農林水産物の購入しやすい販売方法の構築や、消費喚起につながる情報発信等により、市内産農林水産物の地産地消を推進するとともに、京都の歴史と四季折々の自然の中で育まれてきた食文化の魅力や知恵を発信し、需要喚起を図ります。

■ ウッド・チェンジ²⁶による木材利用の推進

木材の利用における川上から川下までの幅広い分野の関係者と行政が相互に連携し、市内産をはじめとする地域産木材の建築物等における利用の普及啓発や、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

■ 市内の農林水産物の“京都ブランド”の構築による新たな食の流通体制の構築

地域と結びついた“京都ブランド”的ストーリーを発信し、他地域との差別化を図り、付加価値の高い農水産物・木材の販路の拡大を進めます。

²⁶ 身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動

6章 気候変動の影響への対策（適応策）

温室効果ガス排出量実質ゼロを達成し、世界の平均気温の上昇を工業化前レベルに比べて 1.5°C 以内にとどめられたとしても、降水量の変化などをはじめ、様々な気候の変化等が生じ、広範な分野で影響が生じることが予測されます。

そのため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」を着実に進めるとともに、既に現れている影響や今後も中長期的に避けることのできない影響へ対応するための「適応策」を計画的に進める必要があります。

適応策を推進することにより、市民の生命・健康や財産を守り、経済、自然環境等への被害を回避又は最小化し、迅速に回復できる、安心・安全で持続可能な社会の構築を目指します。

1 適応策の進め方

(1) 方針

市民生活・事業活動への適応の取組の浸透とともに、長期的な視点に立つて各分野の対策の充実を図り、気候変動に適応するまちづくりを進めます。

適応策の
実施により


- ・市民生活や事業活動の質を維持・向上させる。
- ・伝統・文化をはじめとする「京都らしさ」を持続・発展させる。
- ・京都が培ってきた知恵を発信する。

<適応策の取組の5つの視点>

気候変動の影響は、多分野、広範囲にわたり、また今後深刻化が想定されるものであるため、以下の視点に基づいて取組を検討し、推進していきます。

長期的な視点

影響が顕在化してからでは対応に係る費用等が莫大になるため、影響の及ぶ範囲や対象の時間的・空間的な広がりを考慮した対策を実施します。

幅広く対象を想定

影響を受ける対象・度合いは多様であるため、その範囲を幅広く捉え、高齢者などの適応弱者を含め、各主体の状況に応じた柔軟な対策を実施します。

京都ならではの対策

歴史、先人の知恵、生活文化を活用した、京都が率先して取り組むべき分野に重点的に取り組みます。

同時解決

緩和策との両立に加え、各施策へ適応の視点を組み込むことで、政策の融合による同時解決を図り、シナジー効果を創出します。

ビジネスにつなげる

適応策に関わる分野は多岐に渡ることから、行政主体の対策はもとより、自立的な対策につながるビジネスベースの対策を促進します。

図 11. 適応策の取組の5つの視点

(2) 適応策実施の流れ

気候変動やその影響について把握・分析、知見の収集を行うとともに、情報を発信することで、市民・事業者等の適応策への理解の促進に取り組みます（「知る・伝える」）。

そして、行政は、収集した知見等に基づき、市政各分野の適応に資する施策を推進するとともに、市民・事業者等と協働で、市民生活・事業活動における適応の取組が浸透するよう取り組みます（「対応する」）。

さらに、ビジネスベースでの取組も含め、新たな適応策を「創出する」ことで、自立的に推進されるよう、段階を踏んで取組を発展させていきます。

実施に当たっては、「京都気候変動適応センター」を活用します。

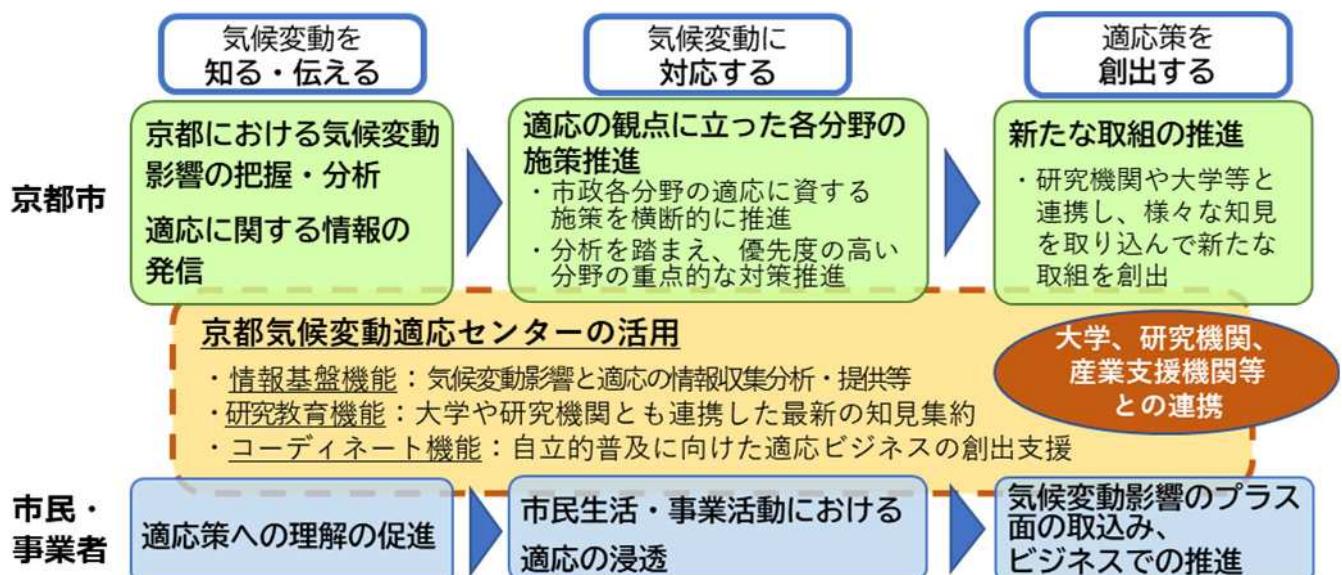


図 12. 適応策の実施フロー

(3) 京都気候変動適応センターの活用

市民生活・事業活動での適応の取組の浸透には、京都の社会特性や自然条件に応じた、適応に関する情報発信や事例の水平展開等、各主体のニーズに合った双方向の情報共有、発信が必要です。

この中心的な役割を果たす拠点として、本市では、京都府及び総合地球環境学研究所との協働により、2021年7月に「京都気候変動適応センター」[※]を設置しており、同センターを活用して、京都における気候変動の影響と適応に関する情報の収集・分析・発信を進めていきます。

※ 気候変動適応法において、自治体の努力義務として、体制確保を求められている「地域気候変動適応センター」に位置付けています。

〈京都気候変動適応センターの機能イメージ〉

気候変動の影響と適応に関する情報収集、整理、分析、提供等を行う「情報基盤機能」を基本機能とし、京都における様々な関係機関との連携の下、最新の知見の集約を担う「研究教育機能」と、適応ビジネスにつなげる「コーディネート機能」を有するセンターとします。

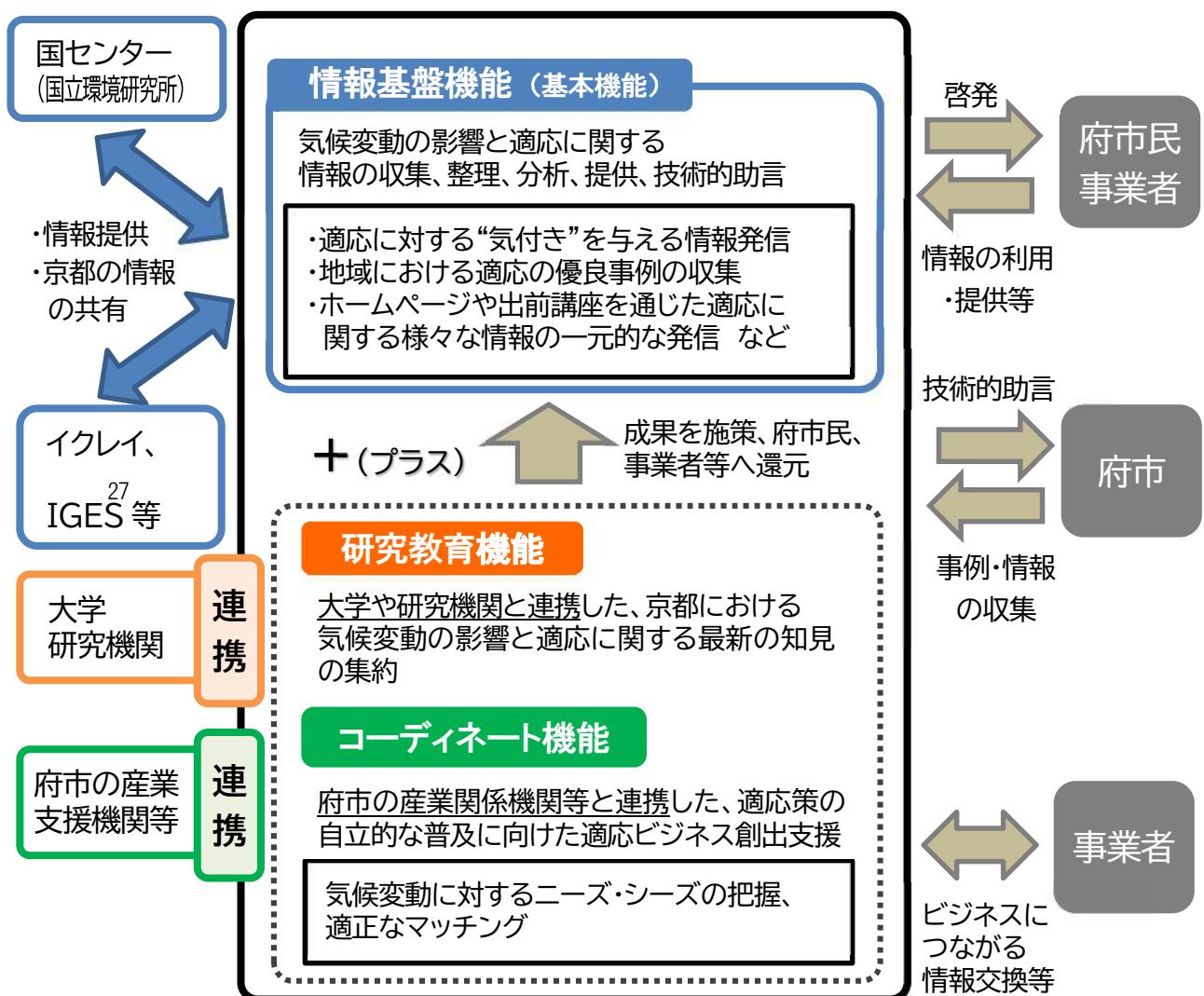


図 13. 適応センターの機能イメージ

²⁷ (公財) 地球環境戦略研究機関。低炭素で持続可能な社会への移行を促すために、深刻化する地球環境問題に焦点を当て、アジア太平洋の視点から戦略的な政策研究を行う国際的な研究機関

(4) 分野別の対策の推進

気候変動への適応を進める必要がある「自然災害」、「健康・都市生活」、「水環境・水資源」、「農業・林業」、「自然生態系」、「文化・観光・地場産業」の6つの分野について、長期的な視点に立って、対策の充実を図っていきます。

対策に当たっては、グリーンインフラなどNbS²⁸の考え方方に沿った対策を更に推進します。

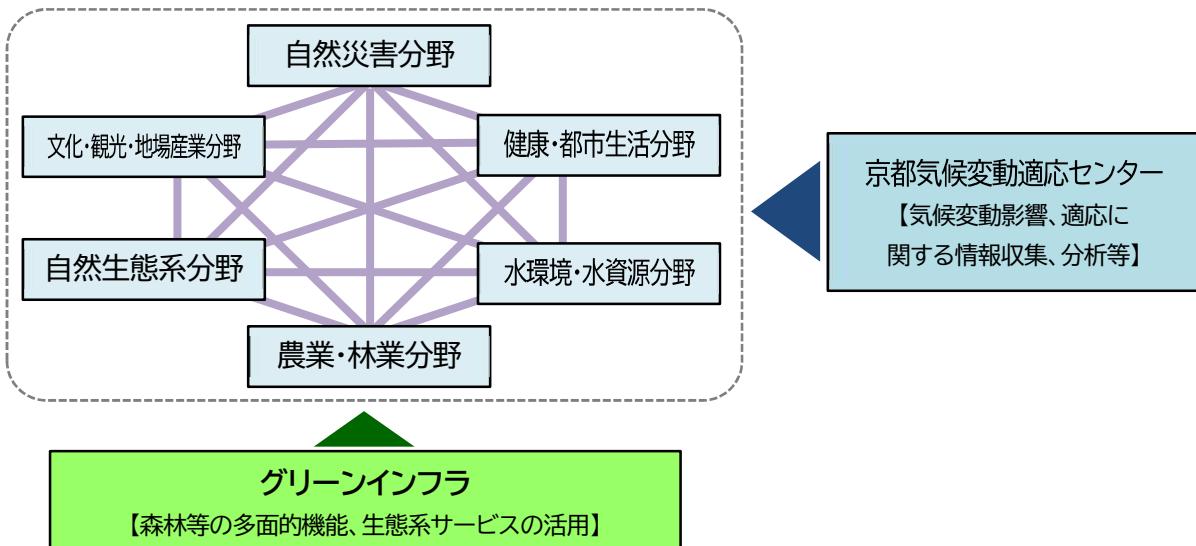


図14. 適応策推進のイメージ

コラム グリーンインフラ

グリーンインフラとは、緑地や森林、水辺、農地などの自然環境が有する多様な機能を活用したインフラ整備や土地利用のことを指します。

グリーンインフラの特徴は、その効果が様々な分野に及ぶことであり、「雨水の貯留・浸透による防災・減災」、「ヒートアイランド現象の緩和」、「水源涵養」、「生物の生息・生育の場の提供」など、多くの分野の適応策に資するのみならず、「良好な景観形成」や「レクリエーションや地域の憩いの場の創出」などにもつながります。

本市でも、今後の土地利用の計画においては、グリーンインフラの観点を盛り込み、従来のグレーインフラと言われる人工構造物と組み合わせることで、気候変動に適応した、持続可能で魅力ある地域づくりを進めていきます。



グリーンインフラの例

四条堀川の雨庭

²⁸ Nature-based Solutions：自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会課題の解決につなげる考え方

分野
1

自然災害



現状等

市内においても、2018年に7月豪雨や台風21号により浸水や倒木が起き、2025年には線状降水帯発生により、中京区において最大1時間降水量102ミリ（観測史上最多）を観測し、道路が冠水するなど、既に、豪雨や大型台風に伴う水害や土砂災害等の被害が発生しています。

今後も、地球温暖化の進行が続ければ、豪雨の頻度の増加等が予測されており、更に甚大な被害が起こることが懸念されます。



図15. 2018年台風21号による倒木（北区）

推進方針

都市のレジリエンスの向上に向けた、気候変動による被害の未然防止等と浸水対策をはじめとした防災・減災対策の推進

ハザードマップの周知の徹底など、被害を最小化するためのソフト対策を行うとともに、河川改修や雨水幹線等下水道の着実な整備、まちづくりと連携した浸水軽減・氾濫拡大の抑制、森林の整備等による山地災害の軽減や各主体が連携した災害対応の体制等の整備などのハード対策による防災・減災対策を着実に推進し、都市のレジリエンスの向上を図ります。

主な対策

知る・伝える

- ・ 防災、災害関連情報（河川・雨量・水位・被害発生状況・災害廃棄物の分別排出方法等）の共有、発信
- ・ 防災マップ等による水害、土砂災害リスク情報の提供、啓発

対応する

- 国・府等と連携した、総合的な治水対策・雨に強いまちづくりの取組
 - ・ 都市基盤河川改修、普通河川等改良の推進
 - ・ 雨水幹線整備等、下水道事業による浸水対策
 - ・ 民間施設、公共施設における雨水流出抑制施設の設置
- 洪水被害等を緩和する防災・減災対策
 - ・ 農地の保全、森林の整備
 - ・ 防災重点農業用ため池の防災工事等の支援
 - ・ 台風等による停電時対応等、災害時に貢献する自立分散型電源（再生可能エネルギーや蓄電池、家庭用燃料電池等）の活用の仕組みづくり
 - ・ 災害廃棄物の発生への備え（発災時に対応できる人員や機材、仮置場や埋立処分地の確保等）



現状等

近年、京都においても、夏場は40°Cに迫る気温を記録し、また、2025年の年間猛暑日数は61日と過去最高となり、熱中症搬送者数は1,000人を超えるなど、都市部の暑さが深刻化しています。

国連世界気象機関(WMO)によると、2024年は観測史上最も暑い年となり、単年ではあるが、世界の平均気温は工業化前レベルと比べて初めて1.5°Cを超えました。

今後、ヒートアイランド現象や感染症の増加なども含め、健康や都市生活に更なる影響が出ることが懸念されます。

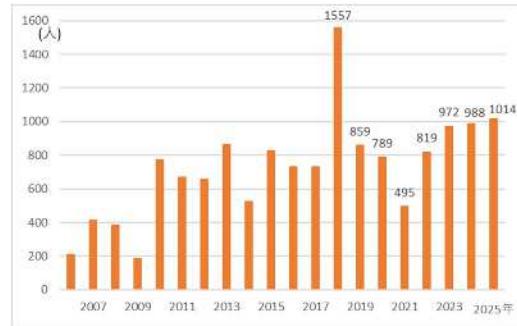


図16. 京都市における熱中症搬送者の推移

推進方針

熱中症等の予防・対策の充実とヒートアイランド現象や都市インフラへの影響への対応の推進

気象情報の提供や注意喚起による熱中症の予防・対処法の普及啓発、気温上昇と感染症の発生リスクに関する知見の収集、ヒートアイランド現象の緩和、自然災害による都市インフラへの影響に対応する取組を推進します。

主な対策

知る・伝える

- 熱中症予防のための気象情報の発信、予防の啓発（熱中症特別警戒アラート発表時のSNS等での情報発信、熱中症対策普及団体の指定等）
- 環境性能に優れた建築物の健康面等のメリットの発信
- 感染症に関する情報収集
- 緑化の推進に関する普及啓発

対応する

- 熱中症対策**
 - ミスト装置の設置
 - クーリングシェルターの市域での指定拡大・運用
 - 給水スポットの拡大
 - 打ち水の推進
- ヒートアイランド現象の緩和**
 - 街路樹や緑地の整備（雨庭等）、建築物や敷地の緑化推進
 - 透水性舗装等の推進
- 都市インフラ対策**
 - 地下空間における浸水対策



現状等

市内の河川の水質についても、概ね良好な状況を保っています。

また、本市の水道原水である琵琶湖については、水質は悪化の傾向はみられていませんが、近年、植物プランクトンの急激な増殖によって生じるかび臭の発生日数が増加しています。

今後、地球温暖化に伴う水温、水質、地下水位、降水パターンの変化による水質悪化や渇水といった影響が考えられます。

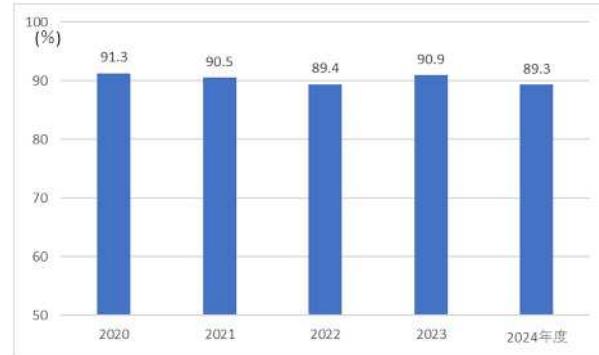


図 17. 水質汚濁に係る市保全基準達成率の推移

(水質汚濁に係る市保全基準)

市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい基準

推進方針

水質や渇水リスクの評価、雨水・再生水利用等による良好な水資源管理の推進

水質や渇水リスクの評価結果を各主体と共有し、雨水・再生水利用を推進することにより、良好な水環境の充実や健全な水循環系の維持・保全に向けた取組を進めます。

主な対策

知る・伝える

- ・ 河川水質の調査
- ・ 地下水質の調査
- ・ 渇水リスクの把握
- ・ 市民に分かりやすい新たな指標による水環境の評価

対応する

■ 良好な水環境の充実

- ・ 市街地における雨水浸透の推進
- ・ 新築建築物、公共施設等における雨水利用の推進

■ 健全な水循環系の維持・保全

- ・ 農地の保全、森林の整備
- ・ 親しみやすい水辺等の保全、創出



現状等

全国的に、高温や少雨による作物の品質低下や収量低下、温暖化による媒介虫の増加によるウイルス病の発生などが生じています。

今後、気温の上昇に伴い、これらの被害が更に深刻化することが想定されるほか、自然災害（分野1）とも関連し、集中豪雨による作物の冠水といった、農地や森林における風水害も甚大化することが見込まれます。



図18. 害虫によるイネの坪枯れ（伏見区）

推進方針

気候変動による農林業への影響評価及び対策の強化

自然災害の影響への対応を強化とともに、気候変動による農林業への影響の把握・分析を進め、適応策の必要性等について、生産者への周知啓発を推進します。

また、高温・乾燥など今後見込まれる影響に備える取組を推進し、農地・森林のレジリエンスの向上を図ります。

主な対策

知る・伝える

- 農林業への影響リスク評価、分析の実施
- 分析結果等を踏まえた適応策に関する普及啓発

対応する

■ 集中豪雨の増加等への対策

- 農業用水の取水施設遠隔監視等を支援
- 農業用ため池、林道など農林業用施設の整備推進
- 多様な樹種の植栽など灾害に強い森づくり

■ 適切な森林整備の推進

- 林業振興に加え、森林経営管理制度の推進により、健全な森林を保全

■ 高温等による農林水産物の影響への対応

- 新たな品種の導入など高温等による農林水産物への影響への対応



現状等

全国的に、地球温暖化が一因とも言われているニホンジカの増加に伴い、林床植物等の食害が深刻化しています。京都においても、ニホンジカの食害によりチマキザサなどの林床の植物が被害を受けています。

また、桜の開花の早期化や紅葉の晚期化などの生物季節の変化も見られています。

今後、植生、生息域の変化による生物多様性の劣化、森林の多面的機能の低下などの影響が生じることも想定されます。



図 19. ニホンジカ（左京区）

推進方針

気候変動による生物多様性への影響評価及び認知・行動変容の促進

研究者や保全団体等と協力し、市内の生物多様性の現状把握を進め、気候変動の生物多様性への影響評価を行い、各主体への情報共有及び認知・行動変容の促進に取り組みます。

また、気候変動を含む様々な要因によるストレスの低減を図るとともに順応性を高めるため、生態系ネットワークを構築し、健全な生態系の保全と回復を目指します。

主な対策

知る・伝える

- モニタリング結果等を踏まえた生物多様性への影響把握
- 「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」や、きょうと生物多様性センターによるイベント・セミナーの開催等を通じた幅広い層への情報発信
- 「地域生きもの探偵団」の発展・横展開など、生物多様性の学びの拠点、自然とのふれあいや学習機会の充実

対応する

■ 生物多様性の保全や持続可能な利用の推進

- 里地・里山や希少種、重点保全地域の保全強化
- 自然の持つ機能をいかした緑と水辺の整備
- 生物多様性の視点を持つガイドを養成する仕組みの創設など、サステナブルツーリズムの推進

■ 生物多様性に配慮した経済活動や保全活動の促進

- 京都ゆかりの植物の持続可能な供給など、生物多様性に配慮した企業活動の促進
- 森林・農地における生物多様性保全の枠組みづくりなど、生物多様性保全のネットワーク形成
- 生物多様性に配慮した緑化の優良事例集を活用した企業や公共工事等における生物多様性への配慮促進
- 自然共生サイトへの認定促進

現状等

左京区では、自然生態系(分野5)で示したニホンジカの食害に伴い、祇園祭や和菓子業界で活用されてきたチマキザサの新芽が食害を受けるなどし、絶滅の危機に瀕しています。

また、2018年には、分野2で示した猛暑に伴い、祇園祭の主要行事の一つ「花笠巡行」が中止されるなど影響が出てきています。

今後、分野 1~5 への影響に伴
い、文化や観光資源（歴史的資産周辺の景観や伝統的な借景を構成する森林、西陣織や京友禅の染料、京料理の食材や京野菜、清酒の醸造など）への影響、観光業・伝統産業などにおける経済損失（観光価値の低下）などが生じることが想定されます。



図 20. チマキザサが激減した山地（左京区）

推進方針

気候変動による文化・観光・地場産業への影響評価及び情報共有等

気候変動が京都の文化・観光、伝統行事、地場産業等に及ぼす影響について、情報収集や分析、評価を行うとともに、情報の地域への提供や関係者間の共有を図り、具体的な対策につなげていきます。

主な対策

知る・伝える

- ・ 文化、観光、地場産業への影響の情報収集、分析
 - ・ 京都の伝統文化を支える自然生態系に関する情報発信

対応する

- 景観や観光資源等の保護・継承
 - ・ 自然生態系等への影響からの歴史的資産周辺の景観の保護
 - 気候変動の影響に備えた文化財の防災対策の推進
 - ・ 文化財の災害時の保管場所の検討や応急措置体制の整備
 - 気候変動影響を踏まえた観光の推進
 - ・ 観光客の熱中症、水害等へのリスク対応の強化
 - ・ サステナブルツーリズムの推進
 - 伝統文化・地場産業を支える自然資源等の維持
 - ・ チマキザサなど、京都の文化を支える生物資源の持続可能な供給・利用
 - ・ 文化財や伝統産業に用いる道具や原材料確保対策
 - ・ 地域に密着した産地の活性化（西陣・清水など）

7章 計画の進行管理

1 推進体制

(1) 市民・事業者・大学・研究機関・地域活動団体・環境保全活動団体等との連携

脱炭素社会を目指すに当たっては、あらゆる主体が自分ごととして、自主的・積極的に取組を推進していくことが必要であることから、次世代を担う若者世代など、様々なステークホルダーとの対話等を図るとともに、脱炭素型ライフスタイルのビジョンを共有し、市内における地球温暖化対策への気運の醸成を図り、各主体の自発的な取組を促進します。

また、脱炭素社会の実現に不可欠なイノベーションの創出に向けて、「大学のまち」であるとともに、伝統産業から最先端産業まで幅広い産業を有する京都の特性をいかし、最先端の技術の開発や社会・経済・環境の同時解決につながる新たなビジネスの創出を進めます。

(2) 京都府、国及び他都市との連携

京都府とは府市共同条例「地球温暖化対策条例」に基づく義務規定の運用や、共同で設置した京都気候変動適応センターなどについて連携し、相乗効果を高めながら取組を推進します。

国に対して積極的な政策提案を行うとともに、毎年度、環境省をはじめとした省庁の予算を活用した事業を検討します。

また、「関西広域連合」や「指定都市自然エネルギー協議会」、「ゼロカーボン市区町村協議会」との連携の強化などにより、国の制度や方針の転換を促進するとともに、再生可能エネルギーの供給など、効果的な地球温暖化対策を推進するため、具体的な取組レベルにおいての連携も推進していきます。

(3) 國際的な連携による取組の推進

地球規模の地球温暖化対策を促進するため、これまでから、イクレイなどの国際的なネットワークを通じた連携、本市主催による国際会議の開催や COP 等の国際会議への参加などを通じて、本市の取組の発信、アジアでの地球温暖化の防止に関する取組への協力等、様々な国際的な取組を実施してきました。

今後も、「京都議定書」とパリ協定を支える「IPCC 京都ガイドライン」誕生の地として、引き続き、これら国際的なネットワークと連携しながら、獲得した多様な知見を用いて先駆的な取組を実施するとともに、その成果についても、COP 等の国際会議の参加を通じて、世界に発信し、世界での取組を推進します。

(4) 全庁横断的な体制による地球温暖化対策の推進

市長を本部長とする「京都市 1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部」を中心に、全庁横断的に具体的な施策レベルでの融合を図り、効果的な取組を推進します。

2

計画の進行管理

計画の目標の達成に向け、目標に対する進捗の状況や、施策の取組状況などについて、点検、評価、公表を行います。

有識者等で構成される地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、専門的見地から地球温暖化対策を点検・評価します。

その結果については、以降の取組に反映し、PDCAサイクルによる取組の改善を図るとともに、プラス・アクションの考え方に基づき、追加対策を講じていきます。

(1) 緩和策

緩和策においては、毎年度の、温室効果ガス排出量の部門別、再エネ・省エネ別の削減見込量の進捗やモニタリング指標の進捗、主な取組内容に関する事業の実施状況に基づく進捗管理を行います。

実際の削減の進捗と、取組の進捗とを比較して全体としての取組効果を点検・評価し、改善・充実が必要な事項について見直しを行い、目標達成を目指します。

なお、モニタリング指標についても、取組のより適切な進捗管理に向けて、必要に応じて追加・見直しを図ります。

(2) 適応策

適応策においては、毎年度の気候変動やその影響に関する情報の収集、モニタリング等により市域における影響を把握するとともに、対策を行う6分野の取組状況を踏まえ、庁内横断的な連携体制の下、また、京都気候変動適応センターを核に、大学や研究機関・関係機関とも連携しながら、中長期的な視点も含め、必要な対策の充実を図っていきます。

(3) プラス・アクション

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの達成には、対策を進化させるプラス・アクションが不可欠です。

そのため、地球温暖化対策を巡る国内外の情勢や最新の知見の積極的な把握を着実に行うとともに、計画の進捗状況に基づくものとは別に、推進委員会からも意見を頂きながら、計画に記載している推進方針や取組の枠に留まらず、新たな取組を検討、実施します。

3

年次報告書の作成・公表

条例の規定に基づき、市域からの温室効果ガス排出量や、地球温暖化対策計画に掲げる緩和策と適応策の実施状況及びその評価等について「年次報告書」としてとりまとめ、広く公表します。

卷末資料

前文（要約）

気候危機ともいえる時代に突入している中、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、2050年までに二酸化炭素排出量正味ゼロと生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指し、あらゆる主体と気候変動に対する危機感を共有し、地球温暖化、そして気候危機に覚悟を持って立ち向かうことを決意し、この条例を制定する。

地球温暖化対策の定義（第2条）

- 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を図る施策【緩和策】
- 気候変動影響による被害の防止並びに軽減を図るための施策【適応策】

基本理念（第3条）

- 事業活動及び日常生活において、二酸化炭素排出量正味ゼロが達成されるよう社会経済システムの転換を図ること。
- 本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務に基づき、自主的かつ積極的に取り組むこと。
- 地球温暖化対策を通じて、温室効果ガスの排出の抑制等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。

本市の温室効果ガス排出量の削減目標（第4条）

2030(令和12)年度までに、
2013(平成25)年度比で
40%以上削減
※府市共通目標

各主体の責務（第5条～第8条）

京都市

- 総合的な地球温暖化対策の策定・実施
- あらゆる主体の参加促進、意見の反映並びに教育研究機関や国、国内外の自治体との連携
- あらゆる主体の自主的かつ積極的な取組を促進するための気運の醸成と必要な措置の実施
- 本市の事務事業における地球温暖化対策の推進

事業者・市民

- 自主的かつ積極的な地球温暖化対策の実施
- 他の者の地球温暖化対策の促進に寄与

エネルギー供給事業者

- 本市への情報提供
- 再生可能エネルギーの利用の拡大に資する取組の実施

観光旅行者その他の滞在者

- 地球温暖化対策の実施
- 市、事業者、市民などの取組への協力

重点施策（第11条）

- 再生可能エネルギー利用設備の設置の促進、再生可能エネルギー電気等の購入の促進、再生可能エネルギー電気の安定供給に係る調査等
- 省エネの促進
- 建築物における省エネの促進
- 環境マネジメントシステムの普及
- 環境物品等の情報提供、優先購入促進
- 自動車等の使用に伴う排出削減（公共交通の利用の促進等）
- 森林整備、地域産木材をはじめ森林資源利用促進
- 地産地消と京都の食文化を生かした環境と調和のとれた食生活の啓発
- 市街地の緑化・農地の適切な保全の推進
- ごみの徹底した減量化
- ごみからのエネルギー回収の最大化
- 削減量の取引の促進
- 地球温暖化の防止に寄与する技術の研究開発の促進
- 環境産業の育成及び振興
- 効率的な事業活動と労働の普及
- 環境教育
- 市民・事業者等への情報提供、人材育成等
- 地域コミュニティ単位での取組の促進
- 観光旅行者その他の滞在者の取組の促進
- 国、国内外の自治体、環境保全活動団体等との連携
- 経済的措置に関する調査・研究
- 代替フロン類の管理の適正化の促進
- 気候変動影響を踏まえた自然災害の予防
- 気候変動影響を踏まえた熱中症の予防
- 気候変動適応に係る調査等
- 気候変動適応に関する情報収集等を行う体制の確保

年次報告（第9条）

地球温暖化対策計画（第10条）

施策の評価・見直し（第73条）

率
京
都
市
の
実
行

- 市役所の実行計画の推進
- 再生可能エネルギー電気等の購入
- 環境マネジメントシステムの構築及び推進
- 環境物品の調達
- 公共事業に伴う地球温暖化対策
- 公共施設の再生可能エネルギー利用、地域産木材利用、緑化推進

市民

事業者

再生可能エネルギー利用設備の設置、再生可能エネルギー電気等の購入（第 12 条）

省エネの推進（第 13 条）観

エネルギー消費量の少ない役務の提供（第 14 条）

建築物の省エネの推進、省エネな建築物の選択（第 15 条）

省エネな建築物の説明（第 15 条）

環境マネジメントシステムの導入（第 16 条）

自動車使用を控え、徒步、公共交通機関、自転車を利用（第 17 条）観

エコ通勤の促進（第 17 条）

自動車等に係る取組（エコドライブ、カーシェアリングの利用エコカーの購入）（第 18 条）

電気自動車等の充電設備の設置（第 19 条）

再配達の削減（第 20 条）

建築物・敷地の緑化（第 21 条）

地産地消の促進と京都の食文化を活かした環境と調和のとれた食生活を営む努力（第 22 条）観

ごみの発生抑制及び再使用、徹底した減量化の推進（第 23 条）観

環境技術の開発（第 24 条） 環境産業の振興（第 25 条）

効率的な事業活動の推進（第 26 条） 従業者の環境教育（第 27 条）

金融機関による環境産業等の支援（第 28 条）

代替フロン類の管理の適正化（第 29 条）

環境に良いことをする日を定め、環境に配慮した行動を率先して実行（第 30 条）観

気候変動適応への関心と理解（第 31 条）

観光旅行者等の滞在者 第 13、17、22、23、30 条の内容を適用（観を記した項目）

特定排出機器※の販売者（第 34 条）

- ★ 特定排出機器のエネルギー効率等の表示と説明
※ 照明設備、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座

自動車販売事業者（第 35 条）

- ★ 新車購入者への自動車環境情報の説明
- ☆ エコカー販売実績報告

特定事業者※（第 32、33、36～44 条）

- ★ 環境マネジメントシステムの導入
- ☆ 新車購入のうち一定割合のエコカー導入
- ★ 事業者排出量削減計画書・報告書の作成、提出
- ★ 計画書・報告書の総合評価と指導・助言
- ・ 優良事業者の表彰
※ エネルギー使用量が原油換算 1500kL 以上等の温室効果ガス排出量の多い事業者

準特定事業者※（第 45～47 条）

- ☆ エネルギー消費量等報告書の作成、提出
- ☆ 指導・助言
※ 1,000m² 以上の事業用建築物の所有者

特定建築物※（第 48～62 条）

- ★ 建築物排出量削減計画書の作成、提出
- ★ 地域産木材の利用
- ★ 再生可能エネルギー利用設備の設置
- ☆ 京都環境配慮建築物基準(CASBEE 京都)に基づく評価と、結果の工事現場・販売広告への表示
※ 延床面積 2,000 m² 以上の新築又は増築される建築物

準特定建築物※（第 63、64 条）

- ★ 再生可能エネルギー利用設備の設置
※ 300m² 以上 2,000m² 未満の新築又は増築される建築物

建築士（第 65、66 条）

- ★ 建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に関する、環境面や経済面のメリットの説明

特定緑化建築物※（第 67～72 条）

- ★ 建築物及び敷地の緑化、緑化計画書の作成
※ 敷地面積 1,000 m² の新築等の建築物

★は府市共通義務 ☆は本市独自義務

雑則（第 75 条～第 78 条）

報告・資料の提出の要求、立入調査・検査、届出違反等に対する勧告・公表